

第五十五回国会
衆議院

農 林 水 産 委 員 会 議 録 第 七 号

(一六五)

昭和四十二年五月十一日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事 飯谷 忠男君

理事 高見 三郎君

理事 森田重次郎君

理事 東海林 稔君

安倍晋太郎君

小澤 太郎君

鹿野 彦吉君

熊谷 義雄君

小山 長規君

坂村 吉正君

藤田 義光君

粟山 秀君

兒玉 末男君

實川 清之君

島口重次郎君

美濃 政市君

神田 大作君

斎藤 実君

出席國務大臣

農 林 大 臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

大蔵省關稅局長 細見 卓君

事務代理 農林政務次官 草野 一郎平君

農林省農林經濟局長 大和田啓氣君

農林省園芸局長 八塚 陽介君

水産庁長官 久宗 高君

通商産業省通商局長事務代理 原田 明君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 嶋崎 均君

専 門 員 松任谷健太郎君

五月十一日

委員赤路友藏君辞任につき、その補欠として中澤茂一君が議長の名で委員に選任された。

委員中澤茂一君辞任につき、その補欠として赤路友藏君が議長の名で委員に選任された。

五月十日

大分県の寒波による果樹関係被害対策に関する請願(工藤良平君紹介)(第九五五号)

各種団体営土地改良事業の補助率引上げ等に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第九八九号)

漁港の局部改良事業推進等に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一〇四二号)

農業近代化に対する資金の利子補給補助金の財源措置に関する請願(池田清志君紹介)(第一〇七四号)

松くい虫防除事業の一本化に関する請願(池田清志君紹介)(第一〇七五号)

甘藷対策に関する請願(池田清志君紹介)(第一〇七六号)

農業構造改善事業等に対する補助率引上げに関する請願(池田清志君紹介)(第一〇七七号)

農道建設事業に対する補助率引上げに関する請願(池田清志君紹介)(第一〇七八号)

は本委員会に付託された。

果樹農業振興に関する件

○本名委員長 これより会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○島口委員 今度の関稅定率法の一部改正に關連いたしまして、バナナの關稅が二カ年にわたりまして一〇%の引き下げになるようでございますけれども、これを農業基本法の精神から考えてみますと、まさに農業基本法の精神をじゅうりんするものだ、この理解をせざるを得ないのであります。

基本法の第一条には、国民經濟の發展成長とともに、これに即応いたしまして、農民の自然的、經濟的恩恵条件を乗り越えまして、克服いたしまして、他産業との均衡のとれた農民生活を確保するということをおぼえておるのであります。ところが、現時点から見ますと、農家の所得の面におきまして、あらゆる面から検討いたしまして、他産業から見ますと、はるかに後退しているのがあります。そのさなかにバナナの關稅引き下げをいたしまして、いわゆる成長農業といわれる果樹生産者に大きな經濟的圧迫を与えることは、まさに農業基本法の精神を無視したものだ、こう考えるのでございまして、農林省の見解をお尋ねしたいのであります。

○八塚政府委員 農業基本法の定めるところによりまして、私もあらゆる農業政策の取り進めをやっておりますのでございまして、そういうものの一環といたしまして、果樹生産についても、及ばずながら申しますか、不十分ではあります。幸いに努力をいたしておるつもりでございます。幸いに果樹につきましては、まさに、農業基本法の第二

条にございまして「需要が増加する農産物」ということに一般的には当てはまっておりますのでございまして。私どもの見通しによりますと、今後十年程度の先でございまして、なおミカンについては需要が三倍くらい伸びるであろう、いろいろ取りざたをされておりますリンゴにつきましても、なお五割ないし六割の需要の増加はやはり考えられるわけでございまして。一般に果樹はほぼ二倍程度の需要があるであろう、そういうことで、基本法にいう選択的拡大の、特に生産を増進すべき作物に入っておりますのでございまして。

そういうことでございまして、現在も果樹生産につきましては、他の作物に比べましては、いわば状況というのは決して悪くないと思っております。しかしながら、御指摘にありまして、農業者一般の所得は、これは都市の勤労者に比較しましてまだ相当所得格差はございまして、かたがた比較的他の作物に比べまして、いといわれておりました果樹につきましても、昨今の労賃の上昇、あるいは機械等の必要な投資をしなければいかぬというふうなことから見まして、なかなか生産費がかかってくる。そういう意味におきまして、果樹生産につきましても、油断ができません。ただ、今回のバナナ關稅の引き下げの問題につきましては、もちろん農林省とい

たしましては、果樹生産を守るといふ立場において、できるだけ保護の水準というものが高いというところは、これは一応当然でございまして、しかし、一方、國際的な關係等からいたしまして、どうしても關稅率をある程度下げるといふことに相なりますと、具体的にその幅が問題になるわけでございまして。私どもといたしましては、できるだけその幅が常識的に少ないほうがいいということ、もちろん農業基本法の精神に即しながら、か

成長が安定で成長だと言っておる。そういう面から、米価において七割上げましたから、果樹におきましても七割の値上げができるような対策をとることとかほんとうではないか。それにもかかわらず、逆に悪影響のある、マイナスのあるバナナの関税

の引き下げをやることは理解できないのであるが、こういう点はどうなんですか。

○草野政府委員 米価が七割上がったおるから果樹のほうも七割上げなければならぬという理屈はちょっとどうかと思うのです。といひますことは、それぞれ価格というものを形成してあります要素が違つておりますし、米価は先ほど農芸局長が申しましたように、これはもう農業生産の中での最も王座のようなものであり、しかも食糧政策という、現実の経済問題のほかに政治的な問題もあり、それが政治問題となつてくるわけでありまして、したがつて、これが年々大きな問題になつてくるのでありますが、果樹生産のほうは、たとへば先ほど話のあったように、ミカンにいたしましては、将来なお三倍くらいの需要が見込まれる。リンゴにしてもなお五〇〇倍くらいの増加が考えられる、そういう中において、ここで価格政策の面からいへば問題を御議論いただいておるわけでありまして、その面はきつめて重要であります。重要であります、さらにその大きな背景をなすといひますか、その前提をなすといひますか、むしろその基礎になつてくるような、国民のそうしたくだものに対する需要の嗜好、好み、そういうものに對するものの方、これは農業基本法の中にも、需要の増大に對する方向を一つ打ち出してあるわけでありまして、そういうこともあわせて考えていかなければならぬので、したがつて、これは総合対策として大きな問題の一つ含んでおるといふふうにも考えておるわけでありまして。

○島口委員 何を言っているのかわからぬ。私の言ひは、米価が七割上がったから果樹も七割を上げなさい、こう言うのではないのであるが、しかし、七割と二割五分では不均衡だ、均衡がとれていない。少なくとも近い線で、均衡のとれた値上りのできる農業政策をやること、農業政策に一貫性があると思う。そういう面でお尋ねをしておるのです。米価を七割上げたからくだものも七割上げなさい、これは私に言っているのではない。

その線に近い、均衡のとれた値上げをして、安定成長せしめることが農業政策の基本ではないかと申しておる。

○草野政府委員 ちよつとつかかりしておりましたが、どういふことですか。聞いておつたのですけれども、最後の急所のところをもう一べん……。

○島口委員 米価が七割値上げをしたからくだものも七割上げなさい、こう言つておるのではないのです。均衡のとれた値上りをしなければ、農業政策に一貫性がないじゃないか。だから必ずしも、米価は七割上がったので、その分だけ上げようというのではない。少なくとも五割なり五割五分なり、均衡のとれた値上りのできるような農政があつてしかるべきじゃないか。これがまた自民党の主張いたします安定成長だと思ふ。その点どうかといふことを聞いておるのです。

○草野政府委員 わかりました。なるほど、さきにもちよつと申し上げましたが、米価が七割だから果樹も七割にしろと言つておるのではない、しかし、均衡のとれたという均衡は一体どこでとるのか、値段で均衡をとるのか、あるいは生産量で均衡をとるのか、むしろ私は生計であらうと思ふ。それはひききよう所得といふことになつておるわけですが、所得といふことになつてくると、米作農家といふものは、一体米作収入が生計の中でどれだけ占めておるか、あるいはまた、果樹といふものの収入が生計の中にどれだけ占めておるかといふことも関係してきますから、ただ価格だけを何割、何割とすれば、米価が七〇％なら果樹は五〇％くらい上げたらいいじゃないかといふことが均衡だとも思わないのであります。

○島口委員 さらば次官、あなたの議論から言つて、三十五年度の米価でありましてくだもの価格でありまして、不均衡だといふのですか。それが不均衡だから是正したといふのですか。あなたのおっしゃる通りに、やはり米価にいたしましてくだもの価格にいたしまして、その裏づけと称するのは生計だ、所得だ。いかに企業が伸びましても、所得が拡大しなければ何ら

の意味がない。需要が伸びて、所得が向上して、農民生活が安定するところに農業法の精神があると思ふ。あなたの議論は何を言つておるか、わからない。三十五年度の米価なりくだもの価格を、不均衡であつたから是正したといふのですか。どうなんですか。

○草野政府委員 これはちよつと局長から数字を先に説明してもらいますから……。

○八塚政府委員 数字だけひとつ申し上げさせていただきます。

たとえば三十五年を一〇〇にいたしますと、四十年は米は一五五、これは生産者価格でございます。それから、たとえば野菜は先ほど申し上げましたように一九九、それから果実は一五三でございます。なお、果実の中にも、これはもうリンゴ、ミカン、桃、ナシ、カキ、それぞれございまして、平均するとそういうことになつております。

○島口委員 果実の一五三というのは、何からとつた数字ですか。

○八塚政府委員 これは農林省の統計調査部の農村物価賃金統計といふのでございまして。

○島口委員 それでは、私は果樹、くだもの全部を聞いたらいけりけれども、時間の関係もあるからそれをお願いいたしません、私はリンゴの産地である青森の出身でありますから、青森県の紅玉の例をとります。紅玉、国光あるいはイン

ド、デリシヤス、スターキング等であります。これは東京の神田市場でとりましたデータであります。これでいきますと、三十五年は一〇〇、三十八年は一二九、四十年は一二五となつておる。だから、先ほど申し上げましたとおり、バナナの自由化をやりましてから四〇％の値下がりとなつておる。この資料を見たことありますか。これは神田市場の資料なんですよ。

○八塚政府委員 いまお手元の資料については、あとでもう一べん私のほうでも確かめたいと思ひますが、傾向としては、おっしゃるようなことに相なつておると思ひます。

○島口委員 これは傾向じゃなくて、計数が出ておるじゃないですか。

○八塚政府委員 その指数を私いま伺つていたでございます、その傾向と申しますか、その指数は、私どもの予想いたしておりました、あるいは考へております傾向に合つておるので、その指数は正しいといふふうに申し上げ直させていただきます。

○島口委員 これが正しければ、さつきあなたの答弁をした一五三というのは間違ひということになるでしょう。

○八塚政府委員 私どもの資料におきまして一五三と申し上げましたのは、果実全体についてでございます。たとえば紅玉は、同じ資料では一〇〇に對して一四四・五、それから国光は一四四・四といふことで、これは明らかに全体の水準の中で低いものでございまして、ものによつては高いものがあるといふことで、平均されると一五三・四ということになるわけでございます。

○島口委員 紅玉が一四四、これは産地の統計ですか、市場の統計ですか。

○八塚政府委員 私の申し上げましたのは、農林省の統計調査部の農村物価賃金統計でございますので、産地の統計でございます。

○島口委員 いまのお話を聞くと、賃金統計だといふのか。

○八塚政府委員 農村物価賃金統計でございますから、賃金も別の同じ統計の仕組みの中で調査をいたしておりますが、ここでは、ただいまの物価といふほうの統計の中の果実の資料でございます。

○島口委員 どうもそれはおかしいな。どこが賃金、どこが物価といふことが、どうも明確でないようだ。それは、時間がないから、あとでその資料と私の持つておるものを対照してみましよう。いずれにしても、他の作物に比較いたしましたとしても、リンゴの値上りの幅が低いといふことはわかると思ふ。だから次官、もう一度あなたから答へてもらいたいと思ふのは、均衡のとれた農

○島口委員 三月の十七日に、自民党の政調会長の西村直己さんから政府のほうに申し入れをしております。この申し入れを見ますと、「関税定率法等の一部改正に伴う、バナナ関税率引下げに關連してリンゴ輸出振興につき、左記の通り措置するよう申し入れる。一、台湾政府との間にリンゴ輸出に關する政府間取決を行なうこと。二、バナナ輸入に關する受入態勢について、抜本的改正を講ずること。」「自民党自身がこういう申し入れをしておるのに、まだ台湾との輸出に關する取りきめができておらない、あるいはバナナの輸入態勢に關する体制の確立をしていない。現にけさの新聞どうですか。「大口脱税」なり、バナナ輸入業者、総額六億五千万円」とある。輸入態勢も確立しておらぬ。台湾政府との政府間取りきめもない。自民党政調会長から、これをやりましてから関税引き下げをやりなさいというような勧告が出ているじゃないですか。あなたも自民党の党員でしやう。政務次官、どう考えますか。

○草野政府委員 ただいま、バナナの輸入対策が確立しておらぬではないか。六億五千万円の脱税ですか、とんでもない話で、こんなものをいま時分になってびつくりしておることも間違いで、もっと早目にびつやりと押える方法はなかったのかと私は思っています。いろいろ問題につきましても、これはいろいろことばを使っております。「関税定率法等の一部改正に伴う、バナナ関税率引下げに關連して」と、「關連して」でございますから、これに關連してこういう政策を取り進めていかねばならぬ、そういうことでございまして、ひとつ御了承を得たいと思ひます。

○島口委員 台湾との政府間取りきめはどういう状況なんですか。大蔵委員会では平林委員の御質問を聞いておられますと、六月から折衝に行くというような答弁を聞いておられます。ところが、台湾との貿易は、そう簡単に期待するような成果が出てこないと思ひます。なぜかと申し上げますと、たくさん税金の名目がありまして、本質的には

関税と称するものが約二〇〇%の課税率である、あるいはおそろく、政府の管理貿易でありますから、おのずから管理貿易というたてまえから、ドルの割り当てに制約をされる、そういう面から大きな期待がでないと思ひますが、そういう点はどうなのでしょう。

○八塚政府委員 これは各省にまたがっておりますので、あるいは私のみが答へるのは不十分であるかと存じますが、台湾に對しますリンゴ輸出につきましても、先般、李国鼎という台湾の經濟部長官がエカフエの會議に出席するために日本に來られたわけでございます。その際も、各省大臣、外務大臣、通産大臣、大蔵大臣、農林大臣はもとより、それぞれこの点について申し入れをされました。その場では、向こうのほうも必ずしも具体的な御返事はなかったわけでございます。それから、そういうことを含めて事務レベルでもう一べん相談をしようということになりました。ただいまお話になりましたように、六月の初めに多分きまると思ひますが、各省の実務者が参りまして交渉したことになるかと存じます。もちろん、どういふ数量がどういふふうな値段でどういふふうにきまるかというところは、外交交渉でございまして、すからはっきり申し上げるわけにはまいりません。あるいは申し上げるだけの客観的な事象にまでまだ行っていないと言つていいかと思ひますが、それにいたしまして、先ほどのお話が逆になりまして、向こうはいわゆる官製品として國家が一応コントロールをいたしております。どれくらい買おうかというところについて、政府がきめればそれだけの約束はできる、そういういふわば民間貿易でございせんので、そういう点につきましては、今後政府間交渉で話をする相手として、つまり、政府と政府で話し合ひをしたが、あとは民間がしかるべくという形ではございせん。もちろん実質的には、その協定のワケ内で輸出する場合には、日本の民間業者が輸出するわけでございますが、少なくとも向こうのほうの体制はそういうことになっておりますので、この成果

を期待することができるといふふうに考えております。

○島口委員 政府間で輸出数量のワケを決定いたしましたとしても、最後はコモーションベースですから価格の問題になつてくる。その際、二〇〇%のあらゆる税金をかけられて、とても採算がとれないというふうな現象が出てくるから、おそろく大きな期待はできないと思ひます。

そこで、政務次官にお尋ねをいたしますけれども、台湾では二〇〇%の本質的な税をかけているのです。これを一つも台湾では下げようとしていない。下げる契約がないのです。それに日本が七〇%のバナナの課税なんです。向こうが下げないのに、なぜ日本だけが下げるといふことをやるのですか。

○草野政府委員 これは税金の話ですから、農林省の問題でなく、大蔵省からひとつお聞きいただきたいと思ひますが……

○細見政府委員 お答え申し上げます。

確かに、台湾におきましてはいろいろなやり方をもちまして、日本から行った物が国内に流通するまでにはかなり高い価格になつておることは事実でございます。ただ、非常に違つておりますところは、國家貿易になつておりますので、先ほどもお話ございましたように、日本のリンゴの輸入がそれほど大きくない間は、どうしても差益が出るといふような問題があつて、それが差益になつて出るといふような面もあらうかと思ひます。いずれにいたしましても、日本がこういうことで——先ほど来お話を承つておられますと、非常にむづかしい問題があるにもかかわりませず、日本がいわば前向きにこういう問題に取り組むというからは、その誠意は台湾側にも十分買つてもらふ必要のある問題でございます。これらの点につきましてよく話し合ひたい、かように考えております。

○本名委員 中澤茂一君より關連質疑の申し出がありますので、これを許します。中澤茂一君。

○中澤委員 大臣、非常に時間がないようですが……

……。実は、この果樹問題というものが、御承知のように関税定率法改正から非常に重大な問題になつてゐるわけですね。政府も、島口委員も言つてゐる通りに、選択的拡大じゃないかといつて基本法で農民を指導しておきながら、いまになつて、ミカン地帯においても年間一萬ヘクタール近い増産になつてゐる、このままいけば果樹の危機はもう現在來ておるし、果樹農民がどうにもならない立場になつてくる。そこで、消費拡大方策としてわれわれも長い間検討してみたが、いまもたいへん輸出の問題が出ておりますが、これにあまり大きな期待を果樹農民としてはかけることができない。どうしても国内で消費増大政策というものを政府がとらない限り、やがて來たる果樹の混乱を救ふことはできない、こういう観点から、昨年の予算要求においても、学校給食にひとつ何とか方法を考へようじゃないか、これはかつてわれわれ農林委員会でも、なま乳の大暴落のとき、何とかしてこれの消費増大をはかり、われわれの死んだあとの日本をになう青少年の体育の育成のために、この際粉乳からなま乳に切りかえようじゃないかというところで、御承知のようになま乳の学校給食が採用されて、そして、その前にあつた冬場と夏場の価格差の大変動、これは集中放牧によつて解消されたという経過も御承知のようにあるわけですね。そこで、何とかしてこれを学校給食として——私は政治として非常に善政だと思ひます。やはり子供の喜ぶような政治をやらないと政治ではないと思ひます。そういう面においても、学校給食というものをこの際政府がひとつ腹をきめて踏み切るべきではないか、こういうことで、昨年度の予算要求においても、政府与党として重点施策としてこれの五千万円要求を決定してやつたという御承知のような経過もあるわけですね。

そこで、問題は、関税を引き下げる前になぜ一体そういう政策的措置をとらないかという責任問題が一つあるわけでありまして。しかし、私はその責任問題を追究しようとしておるのではない。今

後どうするかという問題をわれわれが考えた場合、どうしてもここで消費増大政策として、台湾輸出の政府間協定も一日も早く成立させなければいかぬ。反面においては、国内消費増大対策として、どうしてもこの学校給食に採用さしていく方法が、消費増大としてもいいし、また現にわれわれ長野県が江戸川、本所、深川、昨年は名古屋を始めたが、非常に子供が喜んでおる。しかも、新鮮な果実が市価の三割五分から四割安く食える、こういうことで非常に子供が喜んでおる。父兄負担がかかるので、結局半分ずつ切ってくれ。学校の子供はなぜこんなおいしいリンゴを一個くれないのか、こういうことで、子供の要望としては一個食わせろ、これは現に本所、深川、江戸川の学校へ行つて皆さん見ていただければわかるように、われわれ長野の県と農協が犠牲を払つてこの開拓を一生懸命でやっておるわけです。われわれはそういう実質の確信の上に立つてこの問題を提起しておる。その点について、いろいろ昨年の予算折衝においてもいきさつがあつて、自民党が最重要予算要求として五千万円決定したのもついに流れた。それをやっておいて、しかる後に五割の関税を下げるのだから、農民の皆さんがまんしてこれというなら、これは私は話はおかしく思う。農民もまた納得すると思う。ところが、それもやらずに、全部け飛ばしておいて、今度は不利になるとはつきり園芸局長が答弁しておるやうな、そういう定率引き下げを一方的に政府がやるということは、これはまさに果樹農民を踏んだらけつたりするやり方だと思ふ。先ほど島口委員の言うやうに、愛情のある政治じゃないわけですか。どうしてもこの際そういう方向で問題を解決していきたい、こういう考え方なのであります。それに、昨年の予算折衝経過もいろいろあるでしょうから、園芸局長から簡単に答弁をしてもいい。

な経過で問題として提出されたわけでございます。ただ、私もその問題に取り組みまして検討いたしてまいりますと、実はその点については、一昨日小坂先生の御質問にもお答えを申したのでございますが、制度論的にも技術的にもなかなか問題があるのをごさいます。もちろん、リンゴ等の果実は、これは児童の保健衛生にはきつめて有益なものでございまして、何といひましても、カロリーその他からいひまして、いわゆる日本の米、麦及びみそ汁に比肩するパンあるいは畜産物というものは趣を異にしておる。そういう点で、かりにこういうものをやういふものと同列に並べますと、あるいは父兄負担の増加というやうなことで、学校給食のほうで問題になるのではないだろうか。あるいはまたそういう保健的に非常にいいものであるというところからこれを取り上げますと、その他のいろいろな物資との均衡も問題になつてくる。そのほか、そういうことは別といたしまして、長野県でおやりになつておる例については、私もさういふことを勉強をさせていただかなければいけないと思ひますが、技術的に、たとえば一定の規格のころ合ひのものを多少価格が変動する中で安定的に供給していくというやうなことにつきましては、包括的な制度的な取り扱いをするには、私どもの感じとしては、まだなかなか体勢として問題があるのではないだろうか、そういうやうなことで、当時種々検討をいたしたわけでございます。○中澤委員 局長にいま一言だけ聞いておくれ、努力するか努力しないか、それだけ。○八塚政府委員 事務的にあらゆる場合を想定して、特に果樹につきましては、その生産あるいは必要の拡大等について、あらゆる場合にいろいろな手を打たねばならぬ、そういう意味におきまして、検討に努力をいたすことはやぶさかではございません。

○中澤委員 いや、それはそのことじゃないのだよ。いま問題になつてゐるのは、台湾の輸出の政府間協定の努力に、いま一つは学校給食の努力、その努力をやるかどうか。努力するならば、いや、それはそのことじゃないのだよ。○倉石国務大臣 政府の政策の問題でございますから、私からお答えいたしたほうがいいと思ひます。いろいろな御質疑がございましたやうですけれども、台湾との話し合いの中では、リンゴの先方からの買入れ量についてはさらに拡大するという約束を取りつけておるわけでありまして、それを実際に実現する方途について、さらに農林省としては努力をいたします。それから、ただいまいろいろここで事務的に申し上げましたけれども、結論をいたしましては、果実の消費が一そう普及することは、その需要の拡大に資するものと思われまして、ただいまお話しされましたやうな青少年の地位を向上させるという点にも資するわけでありまして、これを、学校給食を含めて需要の拡大方策について、それを実施することについて政府は最大の努力を払うつもりでございます。このことを私どもの考えとして申し上げます。

○島口委員 いまの台湾との政府間の交渉も最大の努力をするやうでありますけれども、やはり関税定率を引き下げる以前に、政府がやろうとするればやれる対策がたかさんあつたらうと思ふのであります。その一つは、対ソビエトの輸出の問題であります。対ソビエトとのくだものの輸出関係がどうなつてゐるか、通産省のほうから一応説明をお願いしたいと思います。○原田政府委員 ソ連に対しては、リンゴ等を含めまして日本のくだものをたくさん買つてもらふやうに、数年来引き続いた交渉を行なつております。ただ、ソ連は御承知のやうな貿易構造をとつておられますために、必ずしも成績は私どもとしては満足するところについておりませんで、数字としてリンゴが幾ら出たといふことを特筆するやうな段階までなつていないのは残念でございます。ただ、沿岸貿易に關する附屬書簡といふものをつくりまして、一九六三年以来沿岸貿易に關する附屬交換書簡の品目としてリンゴといふものをわざわざ計上いたしました、これをたくさん買つてくれという話をいたしております。○委員長退席、仮谷委員長代理着席 実績で申し上げますと、昭和三十九年ソ連に対して二百二十七トン、昭和四十年二千六百八十トン、昭和四十一年三千九百二十一トンでございます。金額では昭和三十九年五千三百萬圓、昭和四十一年一億一千萬圓、昭和四十一年一億六千五百萬圓でございます。増加率だけで見ました場合には、かなりの率に達しているやうでございますが、額がまだ非常に小さくございまして、私どもとしては、引き続き日本の優秀なリンゴを、需要としては潜在的にあるのではないかと思われるソ連の極東地域を中心とする方々にたくさん買つていただきたいということで努力をした所存であります。○島口委員 ただいまの説明にあるとおり、まだまだ微々たるものであります。私は一昨年ソビエトへ行きましたが、その際、極東貿易全權であるクゼンコ氏にもお会いいたしまして、ソビエトの意向を聞いてみたのであります。ところが、御承知だと思ひますが、ソビエトのリンゴと称するのは、まさに粒が小さくて、味がまずい。そこで、ソビエトにおきましては、青森県のリンゴが日本のリンゴだ、こう理解しておられて、こんなに日本のリンゴがおいしいものであるか、たくさんほしい。ところが、御承知のとおり、ソビエトの貿易は国家管理でありますから、ソビエトのほうに、物を買つてもらふなければパーター制度による貿易ができない。そういう面から、ニシンやカズノコをたくさん買つてもらいたい、こう要請しているのだから、ところが、北海道漁連の専務がソビエトへ参りまして、ニシン、カズノコを七千トン買つてもらいたいという要請をしたけれども、四千トンより買つておられない、こう説明をしておりました。そこで、聞くところによりまして、沿岸貿易に關する限りは、北海道漁連でなければ輸入権がない、こう聞いておるのであります。

す。それで、沿岸貿易の方式としては、日本のほうが先行でありまして、日本が買わなければソビエトのほうも物を買わないという仕組みで、どちらも国内におけるくだものを輸出しようとしたしましてもできないのは、北海道漁連だけに輸入権があるというところに隘路があると聞いておりますが、その点はどうかですか。

○原田政府委員 御指摘のとおり、ソ連はいろいろな貿易につきまして、日本にまず売って、その代金を得てからでなければ輸入をしないという政策をとっている向きが非常に多いでございます。沿岸貿易につきましても、日本からの再三の申し入れにもかかわらず、外貨というものを極東地方に渡しているのではないから、したがって、極東地方が自分でかせいだ外貨で買う分は大いに増進をしたいというようなことを申しまして、事実輸入先行と申しますか、日本が先に買わなければ輸出ができにくい傾きがございまして、この点は、先生御指摘のとおり、わがほうとしましては障害になる傾きがございまして、特にくだものみだいな季節的なものにつきましては、そういう制限を課されること自体がはなだ好ましくあらざることでございまして、交渉において再三申し入れておりました。つい先般の日ソ交渉におきましても、この点について強く申し入れをしたわけでござい

ます。そのときに先方が申しましたのは、輸出と輸入を少なくとも同時にやるということがいいなというところの原則はわかる、ただし、沿岸貿易も、これはソ連の統計でございまして、ソ連からの輸出が四百万ドルくらいに對して、輸入は六百万ドルくらいになっているような計算であるから、いわば日本のほうが出超であるので、問題はかなり解決しているはずではないかということをおっしゃっております。私どものほうでは、沿岸貿易だけで、特にリンゴあたりがどのくらいどういふふうに出ていくかということがなかなか統計上つかめない点もございまして、たゞそれとして、やはり少なくとも同時、あるいはこちらが先に輸出するものは出せるという形に持っていきたいという

ように考えておりますので、引き続きソ連側に對してそのような交渉をする予定でございまして、それから、ニシン等の問題につきましましては、昔日本におきましてニシンあたりがたぐさんとれておりましたところには、輸入をする必要はさほどなかったわけではございますが、次第にわが国沿海における漁獲が少なくなりまして、需要の關係からある程度輸入せざるを得ないという状態になってきたわけではございます。ただ、その場合に、輸入によつて日本の沿岸漁民に被害を与えるのは好ましくないという配慮から、農林省水産庁と御相談をいたしまして、その御意向に基づきまして、日本におけるニシンの漁獲地帯としての最も代表的なところであり、主力である北海道の漁民の団体の方に對して打撃がこないような仕組を

つくり出すために、北海道の方がいさ実需者としての割り当てを受けておられるという制度がとられておるといふ次第でございまして、
○島口委員 ただいまの説明を聞いておりますと、日本の先行方式を改めるといふことができればよろしいと思ひます。私は、そう簡単にソビエトのほうではそれに應ずるものではない、こう考へております。一昨年ソビエトに行きました際に、貿易省に行きましてあるいは極東全権にお会いいたしまして、その見解を聞きまして、そう容易に改めるものではないという見解を表明されております。もしそれをやるとするならば、沿岸貿易の行使ではなくて、一般協定の品目の改定をしなければ同時買付けができない、こう説明しておりますので、そういう面から、通産省の通商局長からその点の見解をお聞きしたいと思ひるのであります。沿岸貿易の品目から一般協定の中に繰り入れることができないかという問題、それから、ただいま答弁ありました第二点の問題ですが、北海道がニシンの水揚げ量が相当多い。確かに戦前の実績から申し上げても、それは事実だと思ひます。それがゆゑに北海道の漁連だけに輸入権と称するものを与えることがどうかという問題であります。なぜかと申しますと、戦前にお

きましては、青森県あるいは東北の地帯からまたくさんニシンとりが行つたのであります。特に日本海沿岸におきましては、北海道の独占ではなかつたはずであります。そういったしますと、輸入権にいたしまして、北海道の漁連だけではなく、特に青森県、東北等にもその恩恵を与えることが当然行政的な処置だ、こう考へるのであります。ニシンにいたしまして、カズノコにいたしましても、相場状況を見ますと、非常に高い。特にカズノコに至りましては、ダイヤモンドのような価格であります。われわれ庶民階級の食卓には乗れないような状況であります。もつと他の地域の方にもその恩恵を与えまして、庶民階級の食卓にもカズノコが乗れるような政策をとることが正しいと思ひるのであります。そういう面から考へましても、北海道漁連に一手独占せしめるような処置はよろしくないと思ひるのであります。あとで聞きますと、青森県のほうにも幾らか割愛するといふようなことを聞いておりますけれども、その点がどうなつていくか。あるいはそういう点を勘案いたしますと、勢い国内におけるくだものにいたしまして、向こうに輸出ができる体制が確立をされてくると思ひるのであります。そういう面の現状と、これからの方針がどうなつていくかといふことをお答え願ひたいと思ひます。

〔仮合委員長代理退席、委員長着席〕
○原田政府委員 御指摘のリンゴの輸出について、沿岸貿易だけでは輸入先行がなかなか改善しにくいであろうから、普通の一般貿易協定の中に計上してやるべきであるという御意見につきましては、私も、私もリンゴだけに限りませんが、日本の消費物資一般を含めまして、なるべくたくさん日本から買つてもらふために、貿易協定の品目に計上してもらいたいと思つて交渉をいたしております。したがいまして、特に今回のごとく、リンゴの需要増大のためにはあらゆる世界の市場をさがさなければならぬといふような状態のもとで、リンゴ作地帯に近い地域であるソ連みたいなところにはなるべくたくさん買つてもらいたいといふ

ことから、御趣旨のような方向で交渉してみたいと考えております。ただ、この点につきましても、ソ連という国の貿易構造ないし貿易政策の観点から、日本から買いたいものは、船でございましてとかその他の機械類一般といったようなものに重点を置いて向こうは考へておられて、こちらから買いますものとのバランスを非常に強く重視をしておる国でございまして、簡単にこちらの要求に応じてくれるかどうかは非常に疑問でござい

ますが、私どもの態度といたしましては、そのように努力いたしたいと考えております。
それから第二の御質問の、北海道だけにやつてい

るのはどうかという点でございまして、これは当初輸入をやるといふ状態に踏み切りまして、ときに、北海道がわが国のニシン漁獲の主力地帯であるといふことから、行政技術的な点も考慮いたしまして、北海道に割り当てがされたわけでありま

す。したがいまして、その後の状況の変化、輸入量の増大あるいはその後の流通といったようないろいろな状態を考へまして、北海道に割り当てがいつておりましたも、その割り当てといふものがほかの県、ほかの地域にも自然に流れるといふような形でありさえすれば、特に改める必要もないかと思ひますが、しかし、それはその後の状況次第でございまして、なお水産庁とも御相談をいたしまして、検討さしていただきたいと考えております。
○島口委員 ソビエトへのリンゴの輸出の問題は、努力でまだまだ拡大される余地が多分にあると思ひます。ソビエトの各職場を回しまして状況視察をしたのであります。ただいま説明にもあるとおり、ニシン、カズノコ、魚類と称するものを日本に輸出をする、その組合だけが、見返りのリンゴが輸入されますと分配でき、その他の建設業でありまして建設職場でありまして、木材その他の職場にいたしまして、一粒のリンゴの配給もできない。ところが、その地域、その職場からは、まだまだたくさん日本のリンゴをほしい、こういう要請が下から盛り上がつておるのであり

ます。あるいは御承知かもしれませんが、モスクワ、レニングラードに行くまでは、先ほど申しましたような粒の小さいリンドゴであります。どうやら日本の紅玉、国光等がとれますのはエストニアの方面であります。それからシベリアまで送りますためには少なくとも半月間かかる。日本から輸出いたしますと、横浜から約三十時間、かりに日本海に貿易港がつくられますと、わずかに八時間で行ける。非常に地の利を得ていると思うのであります。そういう面から、客観的に皆さん方のやり方がよろしければまだ需要が拡大すると思うのであります。こういう点を政府がなぜやらないか。こういう点をやりましてから関税率を下げるというなら農民大衆も納得をすると思えますけれども、やるべきことをやらないで、一方的に関税引き下げをするというのは、政府の総合政策の面からみてもさう遺憾と思ひますが、政務次官はどう考えますか。

○草野政府委員 仰せのとおり、総合政策の観点からというお話でございます。そのとおりであります。したがって、あらゆる面においてそつとした努力を続けていかねばならぬ、さうに考えております。

○島口委員 いかねばならないと言ふけれども、三十八年度に一〇〇%から三〇%下がりまして七〇%になりまして、基本関税率が三〇%なんだから、七〇から六〇、五〇、あるいは三〇まで下げるといふ線を出しておるのなら、もう三十九年、四十年、今日に至るまで、総合的な対策でほとんど市場の開拓なり生産コストを下げる政策をやることがほとんどないで、果樹生産者にマイナスになるようなことをやるのはどうも納得できない。これからやりますというのでは納得できない。なぜいままでやらないのか。

○草野政府委員 御指摘のようなことは、従来ともやり続けてまいったわけですが、今後とももとよりやらなければなりません。ただ、関税引き下げによるマイナスを受ける分に対して、これ

をどうカバーしていくか、それ以上の方法もまたあわせ考える、それが総合政策だと思っておりますので、従来以上に努力はいたしたいと思っております。

○島口委員 まあ、これから努力をするさうですから、これから努力しないよりも、努力するほうがよろしいと思ふのです。ところが、マイナスになるような政策をやる以前に、前提として、こういう総合政策をやるのが政府のとるべき態度だと思ふのです。逆なんですよ。やらなければならぬことをあとにして、やつてはならないことを先にすることから、農民大衆に、政府といひますか、自民党といひますか、憎しみが出てくるのです。おそれるこの法案を通しますと、全国の果樹生産者が、自民党、政府に対して怨嗟の声を上げると思ふのです。さっきの園芸局長のお話を聞きますと、たいしたこともないようなお話を聞きますけれども、直接の利害関係のある果樹生産者には大きな深刻な、真剣な問題だと思ひます。そういう面から、再三聞くやうでありますけれども、それらの総合政策が確立をいたしました後に、関税率を下げる意思がないかどうか、もう一度お尋ねしたいと思ふのであります。

○草野政府委員 政府自民党に対して怨嗟などというお話を、どうぞひとつお使いにならぬやうにしたいので、やわらかな気持ちでひとつごらんいただきたいと思ふのですが、そのためには、ただいま申し上げましたやうに、総合政策を進めねばなりません。したがって総合政策をやつてからというお話もございしますが、国際的な関係のあることでもございしますので、さうした問題へカバールし、さらに多々ますます弁ずるやうな方向への努力を一そり続けたい、さうに考えております。

○島口委員 あと五分か十分で終わりたいと思ひますが、そこで、果樹振興対策の問題です。畜産局のほうでも、これは成長農業だと農業基本法でうたわれまして、非常に大きな伸びをして出しているやうであります。畜産局のほうでは年間予

算が約二百億、園芸局のほうではその十分の一程度だと聞いておりますけれども、そういう点はどうなっているか。もし私が申し上げましたとおり状況であるとするならば、どうも片手落ちではないか。これは園芸局のファイトがないのか、それとも政府の政策に対する情熱がないのか、こういう点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○八塚政府委員 ただいまお話がありましたやうに、園芸局の予算は農林省の中ではやはり小さいほうでございします。もちろん、園芸局プロパー以外にも農業構造改善事業であるとか、あるいはその他の土地基盤整備、あるいは試験場関係の予算その他を、ただいまのところ計算して持っておりますけれども、入れば、もちろんあらわれております。そここの園芸局の予算よりは当然非常にふえるわけでございしますが、それにいたしましたとしても、それほど各局の中では多いわけではございしません。ただ、これはもう御承知だと思ひますが、その口幅の広い言い方になるかと思ひますが、決してファイトがないわけではなくて、もちろんファイトは十分にあるわけではございします。それから、これは別に大蔵省におもねるわけではございしませんけれども、私どもの要求に対してもやはりそれ相当のおつき合いをいただいております。そういうことと申しまして、一番算的に小さい理由は、やはり何と申しまして、園芸行政に短い。予算の背骨になつて行政というものは、これは非常に遠視的なことばで、あるいは不適当かと思ひますが、蓄積に年月がかかる。長年の積み上げということがやはり必要であると思ひます。そういう意味におきましては、園芸行政というのは比較的历史が浅い。それではなぜ園芸行政は歴史が浅いのか。もちろん、果樹生産者、野菜生産者は明治の初めからあつたわけではございしますけれども、日本の農業はやはり米麦を中心にして長い間やつてきた。それはそれなりに、いわゆる固有の食糧というものが中心になつて進められてきた。かたがた、果樹園

芸というのはある意味で副業であつた。あるいは米麦にあらざる、いわば一種の業者というもので、それほど国家の手を必要としなかつた。あるいは差し述べられなかつたというやうなことが過去においてあるわけでありました。長年そういうことがありまして、ようやく最近になりましてそれではならないということになつたわけではございします。自分ではファイトがあるつもりではございしますが、もちろん客観的にごらんになれば、園芸局は一同ファイトがないというやうな御指摘もあらうかと思ひます。そういう点については、もちろん今後努力いたしますが、客観的にはさういふ事情がやはり相当影響をしておるのではないかと、さうに考えております。

○草野政府委員 ただいま局長が申し上げたやうに、園芸局が何か上品なやうに見えるという事実は、私はないと思ふ。果樹農業振興審議会等の答申を待ちながら、むしろ非常なファイトを燃やしておると私は思ふ。ただ、ものにぶつかつていくやうな強さというよりも、静かなる力をじりじり発揮しておるというやうに思つております。

○島口委員 ただいまの答弁で現状説明はわかりましたけれども、これから園芸局としては、畜産局、他の局に比較検討いたしましたけれども、まさるとも劣らないファイトを出し、予算もたくさんとりまして、果樹生産者の期待にこたえるやうな姿勢をとつてもらいたいということでありました。

そこで、昨年果樹振興法が一部改正されました。その後、各都道府県におきましては振興計画を立ててやるやうであります。その際、政府がどの程度の投資をし、補助を出すかという額は明確に表現できなくとも、姿勢を説明してもらいたいのであります。たとえば、政府は農業政策に対してすこぶる冷淡だと考えております。その一例を申し上げますと、バナナの関税収入でございしますけれども、三十七年度では十一億二千四百万、ところが、四十一年度におきましては百五十八億になつております。四十一年度においても百五十億を突破しております。三十九年度は百三十億、三

十八年度は百億であります。このくだものによる政府の関税収入があるにもかかわらず、二十億程度よりも政府が振興対策費を出しておらぬというのは、まさに農民大衆を欺瞞するものだと思う。

バナナの輸入によるその被害者は果樹生産者であります。したがって、関税で入りました収入というものを全部果樹振興に投資をするような姿勢が必要だと思ひます。この点に關しまして政務次官はどう考へておるか、あるいは大藏省の嶋崎主計官はどう考へておられるか、二人から答弁願ひたいと思ひます。

○草野政府委員 関税収入がこれだけあるというお話、そのとおりであります。これは関税収入の、高いだけむしろ果樹農民というものが保護されておるといふ形にも御理解をいただきたいと思うわけです。

○嶋崎説明員 農林担当主計官の嶋崎でございます。私からお答えするのが適當であるかどうかよくわかりませんが、御存じのように、国税収入というのは一般収入でございますから、それぞれ租税なり関税なりの収入を何かにそれに結びつけた特定の財源に使うという考え方というのは、財政運用の一般的な考え方からして問題があると思います。

明確に確立をしておらないようでありますけれども、それにいたしましても、六億五千万の脱税があるというのは、それだけの利益が業者にある、幅があると思うのです。こういうのも取りまして、農民大衆に還元してやることが農政の基本で

なければならぬ、こう考へるのであります。それに対する政府の御見解、姿勢がどうであるかをもう一度政務次官からお聞きしたいと思ひます。

それから、嶋崎主計官には、目的税のようにそれにひもをつけるというのではない、それだけの収入があるなら、日本の農民に国際競争力をつけるために投資をしてやるべきじゃないか、こういう考へ方を持ってないかということをお聞いでおるのであります。もう一度嶋崎主計官からも答弁を要請いたします。

○草野政府委員　なるほど、先ほどの六億五千万ですか、脱税があったというお話、いま発見したことが何か手柄のような、そんなばかなことではないので、いままで発見しなかったことがたいへんな失態だと私は思うのです。それは業者の利益というようなものじゃなくして、これは不正を働いておるのですから、とんでもない話なんだ。やはり輸入体制というものに対して、もう少し体制を整える必要がある。同時にまた、果樹農業に対する今後の育成対策に対しても、もつとわれわれは今後さらに進めていかなければならぬという考え方は、先ほど申し上げておるとおりであります。

○嶋崎説明員　お答えいたします。

ざいます。この点につきましては、予算書のつくり方等にも相当問題があると思うのでございまして。と申しますのは、果樹振興のための予算というところで特別掲記されるものは、そういうものがあり頭にでてきた、たとえば果樹農業振興のための計画の作成費であるとか、あるいは先ほど来いろいろお話が出ておりましたように、リンゴの場合の品種改良のための育苗の対策の問題とか、あるいは果樹園造成合理化のためのトラクターの補助であるとか、果樹農業機械化研修施設というようなど、頭に果樹のついたものの予算を通常引き出されて御質問になる場合が非常に多いわけでございます。もちろん、その分野につきましても、去年は一億六千四百万に對して、ことし二億六千万つけておりますから、私は相当飛躍的に予算はついたと思っております。

それから、そういう問題の判断のほかに、御承知のように、農林省の予算というものは横割りの予算の形をとっておるものが非常に多うございまして、たとえば農業構造改善事業というよりな中で、果樹振興というものが相当高いウエートを占めておるといふことは、選択的拡大を中心に考えておるこの種の事業の性質からして当然のこととてございます。さらにまた、御存じのように、開拓パイロットという制度があります。これは農業基盤整備費の中に入っておりますけれども、前の一般の土地改良予算から比べますと、倍以上の伸び率で伸びております。その開拓パイロット予算の中の大部分——西日本のほうについては大部分であらうと思いますけれども、それに近いものが果樹振興対策の基盤整備費というに使われておるわけとてございます。それから土地改良の中でも、畑かんという項目がありますけれども、畑かん

の予算が十分だとは限られた財源で処理するもの
ですから申し上げませんけれども、相当程度の予
算が盛り込まれておるといふうに考えておるわ
けでございます。もちろん、先ほど御指摘になり
ましたように、バナナの収入と果樹予算の関係を
具体的に結びつけて検討したこともありませんけ
れども、それは農業の全体的な予算バランスとい
うものを考へて、財政資金の面は検討すべきもの
であらうというぐあいに考へておる次第でござい
ます。

○島口委員　まあ、昨年に比較いたしましたて、本
年の伸びが相当大きい、二億六千万は相当な犠牲
を払ったものだ、こういふ理解は、根本的に見解
の相違であるが、時間もないから、これを省略い
たします。

最後の結論として申し上げたいのは、先ほど来私が質問いたしましたように、やらなければならぬ前提条件はたくさんある。学校給食にいたしましても、台湾の問題にいたしましても、ソビエト貿易の問題にいたしましても、あるいは果樹振興法の徹底普及、これらに關してもやるべきことが前提としてたくさんある。あるにもかかわらず、これをやらない。そういたしまして、果樹生産者には大きな犠牲を強要いたしまする関稅定率を下げるということは、まさに本末転倒であり、農政のあり方として逆の方向だと考えておる。遺憾の意を表せざるを得ないと思うが、そういう面から、政府にいたしましても、できましたらもう一度反省をいたしまして、これらの前提条件である、やらなければならぬものもろの政策をやりましてから、関稅定率を下げる態度をとってもらえないかどうかをもう一度お尋ねいたしまして、私の質問を終わることにいたします。

○草野政府委員　先刻来、非常に精密な、しかもこの問題に対する真剣な御討議をいただいて、私どもとして非常に同感の意を表する部分もあり、なかなかやりにくい部分もあり、しかし、結論といたしまして、果樹振興のために総合政策を進めていく、そうして、いかなる情勢の中にあつても

果樹対策が微動だもしないような方向での努力をひとつ真剣に続けていきたいと思っておりますので、どうぞひとつあたたい気持ちで御鞭撻願いたいと思ひます。

○島口委員 ではこれで終わります。

○本名委員長 午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

午後一時五十八分開議

○本名委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について質疑を続行いたします。中村時雄君。

○中村(時)委員 私は、質疑に先立って、委員長に一言お願いをしたいと思います。

先ほどいきなり農林大臣がいらっしゃって、リンゴの問題に関する学童給食という件に対する御答弁がありました。本来なれば、各政党間においていろいろ農林大臣もいま参議院の予算委員会でお忙しいなかだと思ふ。その理由もよくわかりました。それから長野県を中心としたリンゴを中心とした学童給食の問題、これも農民の姿の前に一步前進の体系である、この点も私は大いに賛同いたします。だがしかし、もう一つ委員長に考へてほしいのは、せっかくそこまでくるならば、もう一步、たとえば民社党もあれば、公明党もあり、それぞれの立場で党を代表してきておる以上は、少なくともそういう関連性のもとにおいて、そういう一つの質疑のあり方をやらしていくくない、もう一步前進した態度を今後の運営の中において発揮をしていただきたい。これはやっぱり農林委員長なるがゆえに、私も大いに期待するところでもありますので、この点切に要望をする次第であります。この点ひとつぜひとも今後注意をされて、よりよき方向をとっていただきたい、このことをお願い申し上げます。今後やっていただけますか。

○本名委員長 御説のとおり善処いたします。

○中村(時)委員 そこで、私は、先ほど農林大臣の答弁を聞いておりましたら、リンゴを学童給食に行なうように前向きな姿勢をとるといふ——リンゴという固有な名詞を使われたのか、あるいは果樹という総体的な問題としての取り上げ方を今後前向きな姿勢としてとらうとされておるのか、そのところが明確でなかったもので、この点、農林大臣がいらっしゃいませんから、政治的な問題など多分に含んでいるので、政務次官からまずその点をお答え願ひたい。

○草野政府委員 お聞きいただいておつたのであります。果実の消費が一層普及することは、その需要の拡大に資するものと思われ、果実の学校給食の問題を含め、果実の消費の拡大について最大の努力をいたしたいと思ひます……。

○中村(時)委員 農林大臣がいらっしゃらないのでわからないのですが、そこで、果実というものは、そのときの案件としてはリンゴの問題が中心であつたわけですか。長野県のリンゴを台港側に輸出する方式をどうとるか、あるいは学校給食に対する問題をどうとるか、これはけっこうな話だと私は思つてゐるのです。ただ、その中に、やはり各地域におけるところの果樹振興というたてまえからいって、ほかの品種もその中に包括しながら、前向きな姿勢をとって進められるものかどうか。

○草野政府委員 大臣の答弁に果実という言い方をしておられますように、リンゴだけに限らず、果実というものの全体を含めてとお考えいただきたいと思ひます。

○中村(時)委員 それでは事務当局のほうにお聞きしますが、農林大臣の言つた趣旨というものは、非常に重要な意味を持つてゐる。私は、実際の行政上からいつたら、即日にそれが実態としてあらわれてくるのは非常に困難性があると思つてゐる。だがしかし、そういう前向きな努力をされるという立場を農林大臣がおっしゃつてゐる以上は、少なくともそれに関連する園芸局長でけつこ

うですが、園芸局長は、果実、たとえば関西においてはミカンというものが非常に大きなファクターを持つてゐるが、そういうものを含めて、そういう考え方の骨子として努力してみたい、こういうお考えを持つてゐるかどうか。

○八塚政府委員 私どもは果実という場合には、もう当然のことにしてしまつてあらゆる果実、あらゆる地域にそれぞれ異なる果実が生産されるわけでごさいます。あらゆる果実を絶えず問題にいたしておるわけでごさいます。当然地域によつて、あるいは先ほど申し上げておりましたように、果実によつて需給の状況等々全部異なつておりますから、それぞれこのまかい対策になりますと、それぞれまた異なつてくる場合がございすけれども、とにかく一つのものだけを取り上げて問題にするという姿勢は基本的にございすません。なお、学校給食に着目いたしまして検討云々という御指摘がございすますが、これにつきましては、先ほど農林大臣の御答弁の前に私申し上げましたように、なかなか問題がございす。今後いろいろな検討をしなければならぬと思つておりますが、その際にも、リンゴだけということで焦点をしばつて検討するといふようなことは毛頭いたさないつもりでございす。

○中村(時)委員 そこで、政務次官にお尋ねする。たとえば政治的にこれを取り上げた場合に、検討をするといふことは、どういふむずかしい問題がございすといふことを提示することじやない。それをどのように可能にしようかといふことが政治のあり方だと私は思ふ。その可能にするための前提の努力をどのようにされるか、口では言つてゐるけれども、非常に困難が伴う実態だと私は思つてゐる。それは需要と供給のバランスの上もある、価格の構造の問題もある、あるいは貿易の問題の関連が出てくる、そういう問題がからんで、非常にむずかしい問題に取組まなければならぬと私は思つております、真剣に考えれば、だがしかし、いま言つてゐる事柄の重要な点は、少なくともそれをどのように可能にしていくかとい

う努力が必要なんで、事務当局としては、あるいはこういう欠陥があるといふ言い方をとつて、その実態を出してこられるでしょう。その実態をあなたはそのような前向きでこれを表現したいというとする心がまえを持つていらつしやるかどうか。

○草野政府委員 検討といふことは内容でありますが、学校給食というものを考えながらやるという言い方を大臣がいたしました以上、やるという考え方に立つて、前向きといひますか、大きく前進させるつもりで検討をやる。もとより、問題のあることはただいま御指摘のとおりであります。果実、特に時期的なものでもありませんし、給食というカリウの問題もあるでございす。あるいは金額の問題もあるでございす。そうしたものをあらゆる角度から研究しなければなりません。そうした意味のことを検討といふことばで言つておりました、やろうという考え方に於いて検討するといふことであります。

○中村(時)委員 非常によく趣旨がわかりました。そこで次に、大事なことは時期であります。そこまでの決意があるならば、いつごろまでにやれるであろうという一つの目標のあり方が出てくるであらうと思ふ。それはどういふふうにお考えですか。

○草野政府委員 そういうことも検討するのであります。

○中村(時)委員 いままでの事務当局に対する検討です。あなたは政務次官です。そうすると、いつごろまでにその後の資料なり材料なりその方法というものをだすといふことが言える立場の人でしよ。それがそれまで検討するといふのなら、見当違いになりはしませんか。そういう点を、よくあなたは自分の立場と職務というものを考へてやつてもらひたい。

○草野政府委員 ただいま申しましたように、検討といふこと自体がそれらのことを検討するのであります。時期とおっしゃいますが、今年度の

問題はすでに予算もすべて出ておることでもありますが、今年度にやるといことは一応考えられないことであらう。そうだとすれば、それに続く将来の問題として検討を進めていくということになります。

○中村(時)委員 だんだん縮まってききましたが、本年度はできないというの、基礎調査だけはできるわけですから、基礎調査を本年度中に、来年度予算の中に明確にするように努力してみたい。私が答弁するわけではありませんが、そういう検討のしかたがあつてしかるべきである。もしそうでなければ、あなたのほうは答弁としては見当違いの答弁になりますよ。もつとまじめに真剣に勉強して、お互いに考えてみようじゃないですか。私はそう思う。どうなんですか。

○草野政府委員 したがって、本年度中に検討を進めていくということになります。

○中村(時)委員 くだいようだけれども、来年度の予算の中に入れられるか、入れられないか、それはわかりませんが、そのときの情勢ですから、それははつきりしておる。だから、来年度の予算の中にいれるべく努力をするという熱意があることによつて、あなたの責任体制がはつきりするのじゃないですか。そのくらのことは言えないはずはない。どうです。

○草野政府委員 近い将来ということ、来年度を含めておりますが、来年度の予算に対してならば、入れられるように検討していくわけですから、

○中村(時)委員 その場合は、検討ではなくて、努力なんだけれども、まあいいでしょう。

次にお聞きしたいのは、この間から関税定率の問題で園芸局長からいろいろな御答弁がありましたが、私自身にこの関税定率ははつきりわからない、正直に言つて。わからないことはわかつたけれども、一体関税引き下げのねらいというものはどこにあるのか、その点から入つてみたいと思ふ。その前に、この原案というものは大蔵委員会にあるわけなんです。そこで、この原案に對する

問題が一つの焦点になっておりますから、そういう意味で関税の問題を中心にしてやつていきたいし、本来ならば、農林委員会としてはこれを契機にして、現在のパナ行政にまで将来は発展をさせ明確にしていきたい、こう思つておりますので、近い将来にその問題はその問題として取り上げてもらいたい、これを委員長に要望しておきます。

いま言つたように、関税のねらいは一体どこにあるのか、その点をお聞きしたい。

○細見政府委員 お答え申し上げます。パナは、御承知のように、発展途上国の非常に重要な輸出産品になっております。例をあげて申し上げますと、たとえばエクアドルといったような国におきましては、全輸出額の五七%がパナの輸出であるというようにござります。

そのほかの中南米諸国、いずれも二〇%あるいは三〇%ということになっておりますし、たとえば台湾をとりましても、全輸出額の七〇%程度はパナになっておる。そういうことで、こうした発展途上国の非常に重要な輸出産品であるわけでありまして、したがって、これらの輸出振興につきまして、こういう国々の熱意を申しますか、これに寄せていろいろ国際世論を喚起いたすとか、あるいは関税引き下げ運動を行なうとか、そういうような運動は非常に激しいものがある。いま、三十九年十月に世界パナ特別会議というものがエクアドルで行なわれておりますが、これにおきまして、特に日本の関税も非常に高いということに触れられて、日本のこうした後進国に対する姿勢というふうな形で問題が取り上げられたこともござります。その後、ガットの場あるいは最近行なわれておりますケネディラウンドの場等におきまして、これら後進国は、最近の外貨上のいろいろな困難を克服するために、援助よりも貿易というふうなことを唱へまして、関税引き下げを強く迫つておるのが実情でございます。

なお、ひるがえつてわが国の関税率の中でこのパナ関税のあり方を見てまいりますと、もう

すでに御案内かと思ひますが、大体日本の関税と申しますのは、原料品はゼロにし、半製品が大体一〇%程度の関税、それから製品が普通一五%程度の関税をかける、そういうのが現在の関税体系になっておまして、たとえばわれわれにとりまして非常に奢侈品であり、また高関税がしかるべきと考えられます貴金屬等におきまして、四〇%程度の関税にしておるわけでありまして、そういう意味におきまして、日本の関税体系の中にパナだけがいわば飛び出たおるというふうなことがござります。いろいろな国際会議等におきまして、日本のパナ関税のところが非常に目立つて、いかつこうになっております。それに、非常に事柄は小さいことにならうと思ひますが、若干の関税の引き下げがありますれば、それに應じましてパナの小売り価格も下がつてくるというふうなことも考えられます。そうしたことも含め、どちらかと申せば、国際的な日本の南北問題に対する姿勢を云々される前に、日本として、国内的に非常に困難があるから大きなことはできないが、最小限の努力をしたということを示すということが、かなり大きな要素になつておるわけでございます。

○中村(時)委員 最小限の努力じゃなくて、最大の努力をしたんでしょ、あなたのほうは。どうもしつかり気をつけて言つてくれ。あとで訂正をしてください。間違えますよ。それはあなたの

おっしゃることを聞くと、たとえばケネディラウンドのような国際的な問題、その妥協案として五%、また来年度五%、こういうふうな最大の努力をされた。要するに、国際間の国際的な要求に応じて関税の引き下げをやるのが中心であつた、これが今度の引き下げの目的である、こうおっしゃるんですね。これははつきりしておいていただきたい。

○細見政府委員 要求に対してこたえたということ、何か非常に強い要求に対してそれに屈服したというふうなお感じでおとりになつておれば、私の説明が至らなかつたので、むしろ、後進国は

この問題に對しまして非常に強い熱意を持つておる。日本も今日までの状態になりまして、これらの諸国に對しまして、特に日本の場合、東南アジア貿易が御案内のように全体の貿易額の三分の一を占めるといふような実情でございますので、そうした国々に対して、日本はそうした国々の経済的發展あるいはいろいろな貿易伸展について好意を寄せるといひますが、できるだけのことを考へておる国だということを見る、国の姿勢として必要なことであるという意味で申し上げた次第であります。

○中村(時)委員 それじゃ一つお尋ねしますが、パナが七〇%の関税ということが非常にずば抜けて高いんだ、それには理由があるはずだ。なぜ高いその関税率をいまままで堅持しておつたのか。それじゃその関税率をなぜこわさなくちゃならぬのか。その点はどういふふうにお考えになつて

いるか。まあ、あなたに聞くのは少し無理かもしれないけれども……

○細見政府委員 無理だとおっしゃつておられるくらいでありますから、なかなかうまい説明はできないかと思ひますが、御案内のように、自由化になる前は、関税と差益とをこめまして八〇%というふうな負担になつておつたわけですから、それが一方では自由化したとすると同時に、こうした負担も漸次軽減して、八〇%を七〇%程度にいたしております。なお、その前の差益の状態を見ましても、貿易量の若干の増加に應じまして差益は幾らか減る傾向にあつたことも事実のようでござります。そういうことを考へまして、国内に對するいろいろな影響等を配慮しながら、今日まで七〇%という関税が続いてきておつたものと考えております。

○中村(時)委員 それじゃ一応それは是なりと認めて、関税を一〇%二年間で引き下げて、一体幾らの引き下げになります。一キロ当たり幾らの引き下げになります。

○細見政府委員 実は答弁は一本の用意をいたしておりますので、一本で申し上げたいと思ひます

この問題に對しまして非常に強い熱意を持つておる。日本も今日までの状態になりまして、これらの諸国に對しまして、特に日本の場合、東南アジア貿易が御案内のように全体の貿易額の三分の一を占めるといふような実情でございますので、そうした国々に対して、日本はそうした国々の経済的發展あるいはいろいろな貿易伸展について好意を寄せるといひますが、できるだけのことを考へておる国だということを見る、国の姿勢として必要なことであるという意味で申し上げた次第であります。

が、一本大抵二十五、六円になっておりますが、これがCIFで七円ないし八円と考えて、五%とすれば三十五銭ということになります。

○中村(時)委員 自分が関税を引き下げ、引き上げをする場合に、一本の答弁だけで、一本が何ぼであるか、そんな簡単な話は、答弁だつて勉強だつてあるものじゃないですよ。それでしょ。ただおさなりのにせういふようなばかげたことは、関税定率の上からいって、もう少しあなた方はしっかりしたもつて、各省にわたつた問題があるからこそ、七〇%という高率をもつて——私も高率だと思つてゐる。それをもつてやつてゐるのだから、それには理由があるわけだ。その理由といふものをよくあなた方も農林省なり通産省とよく相談されて、そのくらゐな資料を持つて委員会に出てきてほしい。

○細見政府委員 正確を期する意味で、資料を待つておりましたので、いま資料が手元にまいりました。これでお答えを申し上げますが、一キログラム当たり六十一円ということになっておりますので、したがうしまして、二年間五%ずつということになりますと、おのずから金額は出てくるわけでございます。

○中村(時)委員 そうすると、たとえばキロ六十一円と仮定します。私は、ちよつと計算のしかたがいろいろあるから、問題があると考えます。かりにそれを是なりとみなして、いずれあとで単価の問題の計算のしかたといふものはお互いにつきつちりとしてみたいと思ひますが、それはそれとして、一応六十一円といふものをもつてケネディラウンドに対するとこゝろの協力である、こゝろ言うことがあなたにはほんとうにできると思ひますが、わずか六十一円で、私は、キロに直したら五%引いた場合にそこまでは出てこないとお見えておるのですけれども、それにしても、六十一円といふものでもつて、あなたは、関税引き下げといふことが、要するに、他の国際的な熱意といふことが、あなたは熱意とおつちやつたから、熱意と言ひましょ。熱意といふものに対する答へとなつてあらわ

れると思つておりますか。

○細見政府委員 先ほど申し上げましたように、こゝうした問題は、先進国としてと申しますか、工業が発展しておる国として、それらのものに対する理解の姿勢といふ意味でございまして、まして御案内のように、関税を引き下げるということは、それ自身が相手の国にもちろん利益になる面もございますが、どちらかと申せば、援助を幾らするとかいふようなことでなくて、それによつて貿易が伸びていく、いわば間接的に効果があるわけの問題でございまして、そういう意味におきまして、日本人としての姿勢といふものが評価されるだらうと思つております。

○中村(時)委員 そうすると、あなたの言うことはいいよ矛盾だらけになつてくる。私が結論だけ言ひます。たとえば、いまの一〇%ぐらいでは——向こうの国のほうはこのバナナの輸出によつて非常な利益を得る。そこで、利益を得たいから、日本のバナナの関税を下げるという運動をしかけてきておる。これは間違いないこととす。ところが、実際に今年度は一〇%のところを五%下げたのですから、向こうの利益はないとあなたは断定された。それでしよ。大した利益はないでしよ。五%となればその半分ですから。そうしたら、一体何をやつたのかということになると、国際的に欺瞞をしたといふことになる。かえつてそのことのほうが悪いといふ結果が出やしませんか。

○細見政府委員 そういふおつちやり方もございましてしよ。たとえばこのようにいたしまして、国内で非常に激烈な討論をして、にもかかわらず、日本の政府は、国内にはいろいろ困難があるのを克服してよくやつたといふような評価もあるか、かように考えるわけでございます。

○中村(時)委員 そうすると、政務次官にひとつお尋ねする。いま言つたように、ものの方には裏表があります。関税を引き下げて、わずか一〇%やつたから——関税局の立場からいへば、国際的

な道義心によつてやつていくんだつたら、二〇%、三〇%引き下げるのがほんとうの道義だと私は思ふ。わずか五%ぐらいでこまかしていき、そゝういふような道義心といふものはあるものじゃない。ただし、七〇%という高率を立てておるといふ理由が国内にあるわけですから、そこで、ひとつお尋ねしたい。いま言つた事柄を聞いておられますか、この関税を引き下げた原因といふもの、目的といふものは、国際的道義の上からきておるといふことを前提にされておる。ところが、先ほど島口委員がおつちやつてゐるのは、意味が違つておる。自民党の中においてこの対策をやつたときに、少なくともリンゴの輸出振興、バナナの輸入体制整備を条件としてこの問題を取り上げる、こゝういふ行き方をおつちやつられておる。それを肯定されておる。一体、この関連性はどゝういふふうになりますか。

○中村(時)委員 それはそれでいいんじゃないですか。

○中村(時)委員 私は政務次官ほど頭がよくないので、いま言つたように、その問題をもう少し明確に經過なりその内容を御報告願ひたい。

○草野政府委員 関税引き下げで五%引き下げるのが最大限の努力であるといふことは、いわけの果実振興に対する一つの国内政策としての個々のおもんばかりの差し繰りであるといふことなんです。したがつて、それは両方から見れば、下げろといふ意見と、下げつてはいけないといふ意見と、二つ出てきますから、それを一緒に議論してしまつて矛盾が出てきますけれども、それはそれで私はいいと思ひます、面が違ふのでありますから。

○中村(時)委員 あなた頭がいいから、何とかかかんとか言つてゐるけれども、聞いてゐるほうはあなたの方で、ケネディラウンドによるところの関税引き下げをしておるといふことを明確に打ち出されておる。あなたのおつちやつてゐる、それでいいではないかといふことは、どゝういふことからです

か。台湾へのリンゴの輸出の政策の拡大をやつていこ、そこでひとつ妥協しようじゃないか、こゝういふ考え方が一つある。だから、實際関税引き下げのねらいといふことは、少なくともリンゴを輸出するといふことがねらいなのか、あるいはいま言つたようなケネディラウンドによるところの一つの国際的な問題が中心なのか。また、先ほど大蔵省から発言のありました、あるいは低物価政策の一環として、これを引き下げた結果、バナナが非常に安くなる——ある程度安くなるとおつちやつてゐました。これには異論があります。ありますけれども、一応それを是なりとみなしていつた場合に、そゝういふ低物価政策に関連をさせて、二年間で一〇%引き下げることによつて、バナナがある程度市場に安く出回るといふところに重点があるのか。だから、私は、関税の引き下げのねらいといふものはどこにあるんだといふことをお尋ねしてゐるので、その点を整理してお答えを願ひたい。

○草野政府委員 整理をいたしますと、それでいいのではないだらうか、こゝういふことです。

○中村(時)委員 それでいいといふことは、何を言つてゐるのですか。はつきり言つてくだされ。

○草野政府委員 関税を一〇%引き下げるといふことは、それは引き下げつてはいけないといふ議論と、もつと引き下げるべきだといふ議論が、ものの方から見れば二つあると思ひます。したがつて、それを一本にしてしまふといふと、ちよつと議論の立て方がむづかしくなつてくる、こゝろ思ひます。

○中村(時)委員 さつぱりわからない。一〇%引き下げつていくといふねらいはどこにあるのですか。

○草野政府委員 それは先ほど大蔵省のほうから答弁のあつたとおりであります。

○中村(時)委員 それじゃあなたのお答へにならぬ。片方はケネディラウンドで引き下げるといふ。私の聞いてゐるのは、台湾へのリンゴの輸出の政策としてやつていこといふのですから、そ

れがいいというならこつちが主体であります。一体どちらですか。いろいろありますよ、引き下げのには。もつとまじめに、正確に、明確に答弁をしてください。あなたは頭がいいと思つてゐるのだから。

○草野政府委員 引き下げのことを一〇%とあるということ、それを高いと見るか、足らぬと見るか、それによつて議論が分かれてくるのであります。それがきつめて微妙なところで、おのずから考えなければならぬ政治的なものの判断のあり方がどこにあるかということになつてくるのだと思ひます。

○中村(時)委員 私の質問をよく聞いておつてくだされ。私の言つてゐるのは、バナナの関税の引き下げのねらいがどこにあるのか。一〇%が高いたか安いたか言つてゐるのではないのです。たとえ低物価政策としてこれを引き下げていくならば、バナナはいま非常に高値である、これが非常に安くなるのだ、こういう低物価政策の一環として取り上げてゐるのか、あるいはさうでなくて、一つの大きな政策としてリンゴを台湾に渡すから、そこでリンゴを渡すかわりにこれだけのことをしてあげましょう、あなたのところも助かるでしょう、先ほど大蔵省も言つてゐる通りに、ケース・バイ・ケースになつて輸出もふえるでしょう、そういう考え方に重点を置いてゐるのか、国際道義の上から、これは高いからそれで何とかしなさいということでの関税引き下げをやつたのか、その問題の本質はどこにあるのかということをお聞ひておる。

○草野政府委員 それはただいま申し上げたとおり、低開港国に対するわが国の姿勢としてのあり方と、国内におけるところの果樹産業奨励の立場というものと——さうでしょう。したがつて、それぞれ二つのもののかね合ひの中でのものがままつてくるということでございます。

○中村(時)委員 だから、あなたのおっしゃつたのは、片一方のほうの、台湾のバナナが実際のところリンゴと交換になるよりなかつたことになるという

うことがプラスアルファに出てきた。一方の言つてゐることは、ケネディラウンドによつて云々というところを大蔵省が言つておる。大蔵省の言つてゐることの影響が——大蔵省の言つてゐることは、先ほど言つた通りに、ケネディラウンドによつて国際道義の上から云々とおっしゃつた。ところが、あなたは政務次官として、それだけではないのだ、結局台湾との関連性の問題が出てくるので、それでその問題を加味してゐるのだ。これは国内需要の問題です。そういう面が出てくる。その需要の問題が出てくるからこそ、七〇%という高率がいままであつたわけですから、そこではつきりしてゐるでしょうが、さうでしょう。違いますか。

○草野政府委員 前回申し上げたのでいいのじゃないですか。

○中村(時)委員 私の言ひは、七〇%が高率だから下げる、国際的な道義心があると大蔵省が言つてゐる。ところが、それだけではないのだ。七〇%というのは理由があるのだ。その理由は何かといふと、国内保護という問題が一つ出てくるわけなんです。その保護という問題が、たまたま具体的に台湾との貿易になつてあらわれておる。だからこそ、その高率というものを維持しておつたわけでしょう。違いますか。

○八塚政府委員 あるいは差し出がましいことであるかと思ひますが、要するに、七〇%の従来の関税率をこの際引き下げるということについての主要な理由は、先ほど大蔵省の細見調査官から話があつたわけでございます。ただ、それだけの保護が従来あつたのは、これはやはり国内産業がそれ以上下げると困るという国内果樹産業の事情があつたわけでございます。そこで、従来の七〇%であつたわけでございますが、なお、その後の国際的な環境の推移から見ても、もう少し下げなければ国際的にぐあいが悪いということになつた際に、なおかつ、やはり国内果樹産業の保護はしなければいけない。そこで、多少のマイナスの効果はあるかも知れないが、しかし、できるだけさう

いうマイナスを少なくするという立場と、国際的なさういふ要請、あるいは国際的にいろいろ申し開きをする調和点として、今度の法案のような数字になつたのだと思ひます。しかし、さうきまりました——これはまだ国会で通つておりませんけれども、きまります過程、あるいはきまりました時点においては、できるだけさういふことに対処するいろいろな方策を講じなければいけませんけれども、そのうちのひとつとして、台湾に対するリンゴの輸出等も政府としてはひとつ大いに努力をしなければならぬということ、台湾に対するリンゴ輸出だけが国内果樹産業の保護と考へておる、それで取り引きをするということではないといふふうに私は理解いたしております。

○中村(時)委員 草野政務次官、よくわかりましたか。あなたのおっしゃることもさう言ひたいんだらうと思ふのです。ただ、ことは足らずしてさういふ問題が起つたんだらうと思ふのです。だから、二つに分けられるものじゃない。これは二つのものが一つになつて、もう一つ大蔵省のおつちやつてゐる、二年間で一〇%下げれば少なくてもある程度バナナの価格も安定して消費者が助かるんじゃないか、これも一応の常識論としては出てくるでしょう。しかし、現実の問題としては、私は、このいまの問題は出てこないと思ふ。なぜなれば、これは関税局、大蔵省のほうに聞きたいのですけれども、あなたの方、バナナというものの原価をどういふふうに見積もつてゐるのか。

○細見政府委員 私ども海の向こうのことはわからせませんので、こちらへ入つてきた過程から先をとらまえて考へてまいりますと、先ほど申し上げましたように、四十年でございまして、全部のバナナの総平均がキログラム当たり六十一円、台湾ものは六十二円になつておるようでございますが、それに輸入価格やその他の経費、関税がかかりまして、消費者価格は大体二百七十七円ぐらいになつております。四十一年で申しますと、これが五十六円になりまして、台湾ものは一円ばかり高くなつて五十七円になつておりますが、これに關

税その他の諸掛りがかりまして、消費者価格は二百九円、その間に、その差額といふのはいろいろな意味での中間的なものにならうかと思ひますが、それが四十一年におきましては百十三円、それから四十一年におきましては百十三円といふような数字を私どもは承知いたしております。

○中村(時)委員 取引の単位といふものを幾らに考へてゐるのか。大体普通一般にいわれているのは、一かご幾らで取引をしてゐる。大体四十キロ。だから、それによつて計算してみると、たとえCIF価格、輸入税あるいはさういふものをいろいろ計算されて、現行が一体幾らになるのか。その中には、もちろん現行の浜相場、あるいは卸売り業者手数料、あるいは加工業者の諸経費、加工業者の利益、さういふものを含んで一体幾らになるのか。それによつて、小売業者の利益を一体何%と踏んでゐるのか。さういふような計算の上で四十キロ当たりが幾らになるか。これが普通の出し方。それに対して、今度五%引き下げた場合に、それを換算してみると、一体キロ当たり幾らの相違が出てくるのか。それを明確にしてもらいた。——時間の関係もあるから、私のほうで計算したのを出してみましよう。それによつてあなたのほうで検討してみてください。

大体CIF価格、これが七ドルといたしまして二千五百四十一円、輸入税が一千七百六十四円、これはCIFに持つてきて七〇%をかけてみました。それによつてきて、基本料金百十六円、冷暖房費が十三円、検数料が十円、それに郵送料が八円、検定手数料が一円、クレーム証明書が四円、それによつてきて、上屋の使用料が二十五円、信用状開設費が六円三十銭、同上通知電報費が七円五十銭、それにボスタージが三円、保証料が二円二十六銭、それにユーザンスの利息が十六円七銭、輸入担保金利息が二円六十一銭、営業諸費が二百二十六円、合計して四千七百三十八円五十四銭です。わかりませんか。これは一応あとでお渡しします。これが一般に原価を出していく一つの基本料

金となつてあらわれている。それへもつてきて五%の関税ということになりますと、百二十六円引くわけです。それに營業諸費というものを二百二十六円を引きますと、四千三百八十六円五十四銭となつてまいります。これが五%引いたところの経費としてあらわれてきます。ところが、現行のほうからいきますと、現在の浜相場というものが四千九百円、これはきのうの建て値であります。それに卸売りの手数料が二百円、加工業者の諸経費が七百九十円、加工業者の利益が二百四十円、合計いたしまして六千四百円、これは一般的にいわれておるのですが、小売り業者の利益金というものを大体三〇%とみなして千八百円、合計額が七千九百円、一キロ当たりになりますと百九十七円五十銭、こういうふうになつてまいります。一方、五%を引いてみますと、一キロ当たりが百九十四円六十銭になつてまいります。それを差引きますと、キロ当たり二円九十銭の相違が出てくるわけです。二円九十銭の相違が出てくるが、しかし、実際には、それじゃいま小売価格は一キログラム幾らで売られているかという、百七十四円から二百円ぐらいです。そうすると、五%引いても百九十五円前後になつてあらわれてくる。五%引いても、実際の小売り価格には影響がないという結論が生まれてくる。こういうことを言おうとして私は出してみた。それでしよ。私は、そういうふうな計算上——計算上からですよ。計算上から見た場合には、五%によつてあなたの先ほどおっしゃった、小売り値がある程度は下がるんじゃないかという甘い見通しは、この中からは生まれてこないんじゃないか、こういうことを言いたくて言つたわけなんです。これは特に農林省のほうではそういう資料をきつちとしていて、あなたが、あなたはそういうふうなお考え方を持っていないらっしゃるか。

○八塚政府委員 私どもいまの数字につきましては、また検討いたしますが、大体先生のお話になつたような数字になるのではないかと思ひます。バナナの小売り価格が、関税率が下がつた

けそれだけ下がる——たとえば先ほど細見調査官から、一本につき三十五銭であるとか、そういう計算を申し上げました。私も午前中それに似たようなことを申し上げたのでございますが、それは計算上のことであつて、現実にそういうふうな小売り価格に響くかどうかというところは、もつと他の条件が加わらなければならぬと思ひます。たとえば、もちろんその流通機構の整備というふうなことも必要でございますが、他面、たとえばバナナそのものについても、供給量が多ければ、そういうものに響きやすく相なりしますし、幾ら関税を下げても、輸入量が少なければ、それには関係なしに上がるということにもなると思ひます。それからバナナの価格は、もちろん需要があつてなかなか強いわけでございますが、しかし、いろいろなケースから見ますと、ミカンであるとかその他のものの帶給価格等によつてもやはり影響があるというふうなことで、一般的に計算が、最終小売り価格にあらわれるというためには、そういう事情が重なつて、そういうことが出てくる。ただ、昨年の傾向を見ますと、やはりたとえば台湾のほうでも従来八ドル、七ドルと、御承知のように二通りあつたわけでございますが、七ドル分のウェートが比較的大きくなつてきた。大体それに見合ふ形で、浜相場というものも形成されつた。最終小売り価格につきましては、まだそういうふうなきれいな形ができておるかどうかが、ちよつと資料は検討いたしておりませんが、そういうことは言えるのじゃないかというふうに考へております。

○中村(時)委員 いま言つたように、大蔵省のものの考え方、その下がるという意味は、五%下げても実際は下がるのです。計数上からいつたようになるのです。それは国内の流通機構の取引上の整備ができたときにおいて、初めてその効果が出てくる。いまの浜相場の一つのシステムをもつてやつておるときには、おそろしく五ドル下げても十ドル下げても、それはおそろしくインポーターが利益としてふところに入れるでしょう。消費者に

は出てこないでしょう。そういう問題は、将来逐次問題にして明確にしていきたいと思つております。

そこで、もう一つその証拠を出してみましようか。なぜ消費者に下がらないかということとは、概念的に見てもわかる。昨年の一月に入ドルから七ドルに下がった。そのときの浜相場の値段は一体幾らになつておりますか。これは通産省がよく調べておるはずで、通産省のほうでひとつ答えてもらいたい。

○原田政府委員 四十年の一月で六千九百九十九円しておりました浜相場が、四十一年の一月、八ドルものにつきましたは五千二百十五円、それからその後七ドルのものが出てまいりまして、二月、五千三百六十一円、それから四十二年に入りまして、一月で八ドルのものが五千九百四十七円、七ドルのものが五千四百五十四円でございます。これが一月、二月、三月と品薄のときはかなり値が上がつたような状態が現出いたしました。三月、八ドルものについては五千九百五十二円、七ドルの高値のもののが品質がよかつた関係もありまして、六千七十七円と上がったわけでございますが、四月二十日ごろ現在で、八ドルものが五千三十五円、七ドルものが四千九百九十七円と下がつてまいつておるようでございます。

○中村(時)委員 いまちよつとお聞きになつておる通りに、五千元をちよつとオーバーした前後のところを低減している。ただ、五千九百円から六千円という値段を呼んだときは品薄のときなんです。高雄ものがなく、暴風にあつて、その結果非常に困つた。それで、それが一挙にぐつと上がった。そこで、グローバルとして中南米を入れたはずで、そういう状況下にあつて実際に一ドルを下げてみても、浜相場というものはたいして影響がなかつた。正常な取引としてはたいして影響がなかつた。実際の消費者の価格のほうはそれでは下がつたかという、決して下がつていない。そうして下がるのは、こういうような問題で下がつてくるというよりも、数量を多く入れれば下

がる。これはほかでもわかる。それでしよ。ところが、数量を多く入れるということは、特に農村自身としての立場をとつて現在の農林行政の立場から見た場合に、そのことが果樹農村に非常に大きな影響を及ぼすというたてまえがあるからこそ、台湾ものに対するある程度の数量制限をしていのでしよ。私はそう見ているのです。が、政務次官、そうじゃないのですか。

○華野政府委員 そのとおりであります。

○中村(時)委員 ということは、いま言つたように、五%の引き下げは、輸入利益というものがほとんどインポーターに吸収されるという傾向が生まれてきているということが、はつきりこの中で出てくるわけです。

そこで、いまの浜相場に対して、これは農林省の管轄に入りますが、農林省としては、いまの浜相場のあり方というものをこのまゝの状態を将来とも認めていこうとされておるかどうかが、この点お聞きしておきたい。

○八塚政府委員 ただいまも政務次官からお答え申し上げましたように、バナナの輸入量につきましては、農林省としてはなほ重大な関心があつてございまして、したがつて、これはいゝゆるる完全な自由競争になかなか簡単にまかせざるわけにいかない、そういうことがあるわけでございますが、特に台湾のバナナにつきましては、これはもう御承知のように、向こうが強い管制と申しますか、統制をした輸出をいたしております。それに対して、国内のほうのいわば加工業者というのは、これは完全な自由な企業でありますから、輸入業者と加工業者が相対しまして、そうして値段をきめるという場合には、現在の状況では、私どもの見るところでは、やはり加工業者が比較的弱い立場にあるのではないかと。ただ、これは浜相場の従来の経緯からいまして、少なくとも従来はそれなりに意味があり、かつ積極的な意味も果たしてまいつておる。現在の段階でどうかといひますと、私どもとしましては、もう少し輸入組合に対峙する加工組合というものを強くし

たほうがいいのではないか。ただ、申し上げましたように、加工業者というのは、これは自由な企業でございますから、統制的にどうこうというこ
とはいいたすわけにはまいりませんが、気持ちとして、できるだけ加工組合というものを育成いた
しまして、そうして国内、つまり、水ぎわにおけ
る第一線に立つておる人たちの発言権を強化す
る、これがまあ国内の流通行政の少なくとも第一
歩ではないだろうかというふうに考えております。

○中村(時)委員 いまの答弁で、概念的なばく然
たるものであるけれども、市場のあり方に対する
一つの批判が私はその中から生まれてくると思
うのです。それと同時に、いま言ったように、現
在の割当ての輸入制度と、こういう業者が一つに
なつて行なつておる振相場制度というものは、こ
れが存続する限りは、関税の引き下げが直接消費
者に影響するとは正直に言つて考えられないので
す。そこで、関税の引き下げの効果を發揮するた
めには、輸入及び国内の販売制度というものをや
はり考えなくちゃならぬのじゃないか。そこにや
はり焦点が一つ明確にあらわれてくる、こういう
ふうに考えられるのですが、いま園芸局長がおつ
しやつた発言の中で、これは少しオーバーにな
るかもしれないけれども、もう一べんこれは検
討の余地があると思ふのです。それはどういふこ
とかといつたら、需要者の発注方式をとつてみた
らどうか、こういう意見が一つ出てくると思ふの
です。これは少し行き過ぎになるかもしれない
せん。だがしかし、そこまで発展してくれば明確な
線が生まれてくるのではないか。たとえばあなた
が先ほどおつしやつたように、在来自由化にお
けるところの問題、それはそれなりに一つの意義
があった。確かにあるのです。しかし、意義のあ
る反面、非常に悪い面もあった。先ほどだれかほ
かの委員が言いましたように、たとえば脱税の問
題が出てきたりする。そういうような方向の基本
が明確にされていないから、いろいろなさうい
う問題が出てくるのであつて、それがいま言つたよ
うに、たとえば需要者発注方式のような問題が取

り上げられるようになれば、そういう問題は明確
に解消されていくんじゃないか。私の言っている
のは一つの例ですけれども、そういうような考え
もあるのですから、ひとつ政務次官どうですか。
あなたは事務当局にこうしなさいという命令方
ができるわけですから、その問題の内容をもつとよ
く検討されて、一つの前向きな体制を整えるよう
に、せめてあなたの手腕でこの際考えてみられ
らうですか。内容の意味がわかりますか。

○草野政府委員 意味はわかるのですが、この輸
入関係は、通産の所管が大きなものを持ており
ますので、やはり通産のほうでひとつこれは……
○中村(時)委員 そういふことを私があなたに
言っているのは、通産の政務次官がいらっしゃる
でも何でもありません。あなたは政務次官です。政
党から出ているのです。大自民党を代表してのり
ばな政務次官です。そうでしょう。政務次官会
議もやっているのです。だから、こういう意見
が農林委員会でも出たのだから、通産のほうでも
ひとつこれは検討してみようじゃないかというこ
とが前向きの姿勢なんです。これは私の所管では
ありません、それでは役人と同じようなことにな
つてしまふ。自分の所管以外のことは一切知りま
せん、これじゃ話にならぬ。
○草野政府委員 そういふお尋ねならば非常によ
くわかりました。これは農林省という立場でな
く、もう少し広い政治全般の問題として、あらゆ
る機関にはかりながら進めていくべきだと思つて
おります。

○中村(時)委員 政務次官、あなたはさういふ立
場で政務次官になつておられるのでしょ。さうい
う立場でなつてないのだったら、農林省の役人にな
りなさい。向こうが雇うか雇わぬか知らぬけれど
も……。だから、政治家という立場をいつも背骨
に持つて、まじめにしっかりと前を向いて、さう
いふ事柄を一つ一つ研究し、検討し、善処してい
く、こういう立場のために、あなたを期待して政
務次官にされたのではないのですか。私は、おそ
らく内閣総理大臣佐藤作氏は、それだけの期待

を持つてあなたを政務次官にしておると、さう
思つておる。さういふ意味であなたを善意に見て
おる。ところが、私はここからの所管は知りませ
んよ、なるほどさう言われてみればその立場はお
かれます、しかし、それでは話にならぬ。もう少し
し前向きに真剣に深く考えてもらいたい、さう思
うわけなんです。だから、さういふ立場を堅持し
てやつてもらいたい。どうです、それならやれま
しょう。

〔委員長退席、倉成委員長代理着席〕
○草野政府委員 さうおつしやつていただきます
と、非常に気持ちよくなつてまいりました。や
り方にも熱意が入つてきますので、これは大きな
問題でありますから、政治家という立場におい
て、これは皆さんの御協力を得なければならませ
んが、ひとつ馬力をかけてやつてみましょう。
○中村(時)委員 次に、台湾のリンゴの輸入とい
うものが、昨年日本から一億幾らいきましたか。
○八塚政府委員 十二万箱、約二千五百トンほど
であつたと思ひます。
○中村(時)委員 韓国からはどのくらい入つてお
りますか。
○八塚政府委員 もし間違ひしたらあとで訂正
させていただきますが、韓国は同量であつたので
はないかと思ひます。と申しますより、ここ数
年、台湾は日本のリンゴの輸入をする数量の考
え方は、韓国を第一優先、少なくとも韓国と同じ程
度というところまでようやく近づいてきたとい
ふに了解いたしております。

○中村(時)委員 それでは、いまおつしやつたよ
うに、昨年は日本から十二万ケース、韓国から十
二万ケースで二十四万ケース、一昨年はたしか日
本から八万ケースだつたと思ひますが、韓国か
らは十萬ケースで十八万ケース、このように記憶
しておりますが、ともかく韓国を中心に輸入拡大
をはかつておる事実は、あなたのおつしやつたと
おりだと思ひます。
そこで、問題は、この五割という関税の引き下
げの代償として、先ほどからリンゴの輸出という

ことが盛んに言われましたが、どの程度輸出拡大
をあなたは期待されておるのか、それをお尋ねし
たい。
○八塚政府委員 ちょっとお答えする前に訂正を
させていただきます。
一九六五年の日本からの台湾に対する輸出数量
は千六百九十三トン、韓国が千九百八十四トン
といふことで、若干韓国のほうが多いようでご
ざいます。これはいろいろ統計の取り方がござい
ます。私も少しはしては、昨年十二万箱であつ
たわけでございますが、十二万箱が少ないとい
うのは、これはもうはつきりした私どもの考え方
でございます。それゆゑにこそ、もつと買入とい
うことを言うわけでございまして、ただ、台湾の
ほうはさういふ数量を、どの程度の単価のものを
買入か、それに対応して、日本からその程度のもの
はどれくらい出せるかという問題はござい
ます。私どものほうとしては、多々ますます弁
論することでございますが、一方、さういふものを
輸出するためにはたして集め得るか、産地あるい
は輸出業者の希望、感念といふものを聞き合
はせて、いま関係各省でその数量を調整とい
ふか、検討を進めておる段階でございます。

○中村(時)委員 それでは、いままた調査を進め
ておる段階だおつしやるのです。さうする
と、調査を進める段階の内容だけでもけっこうで
すが、一体台湾側がどういふシステムでもつてリ
ンゴを輸入しておるか、それをお教え願ひたい。
これは通産省のほうでもいいですよ。
○原田政府委員 台湾におきましては、まずリン
ゴの輸入関税はもろにごさいます。このほか
に、防衛関係の税金、港務局税といったような
ものが非常にたくさんございまして、ジェトロの報
告によりますと、輸入税は輸入価格に二〇%を加
えたものの六〇%、防衛税は輸入価格の二〇%、港
務局、港でございまして、港務局税は輸入価格に
二〇%を加えたものの三〇%となつております。こ
れらを合せて輸入価格の九〇%になつておりま
す。このほか、台湾はリンゴの輸入につきまして

ことが盛んに言われましたが、どの程度輸出拡大
をあなたは期待されておるのか、それをお尋ねし
たい。
○八塚政府委員 ちょっとお答えする前に訂正を
させていただきます。
一九六五年の日本からの台湾に対する輸出数量
は千六百九十三トン、韓国が千九百八十四トン
といふことで、若干韓国のほうが多いようでご
ざいます。これはいろいろ統計の取り方がござい
ます。私も少しはしては、昨年十二万箱であつ
たわけでございますが、十二万箱が少ないとい
うのは、これはもうはつきりした私どもの考え方
でございます。それゆゑにこそ、もつと買入とい
うことを言うわけでございまして、ただ、台湾の
ほうはさういふ数量を、どの程度の単価のものを
買入か、それに対応して、日本からその程度のもの
はどれくらい出せるかという問題はござい
ます。私どものほうとしては、多々ますます弁
論することでございますが、一方、さういふものを
輸出するためにはたして集め得るか、産地あるい
は輸出業者の希望、感念といふものを聞き合
はせて、いま関係各省でその数量を調整とい
ふか、検討を進めておる段階でございます。

は中央信託局の扱いになっておりまして、信託局がこれを入札によって国内販売をいたしておりますので、この口銭がかなりとられるかっこうになりまして、合わせて輸入価格の二〇〇%近くになっていて、いわれております。したがって、台湾にリンゴを輸出しようとした場合は、なかなか入りにくいのではないかと状況もございしますが、そのくらいかかっておいても需要としてはあるのに、なおワクでこれを制限しておるといふ二つの問題が出てまいりと思ひます。したがって、私も今台湾に対してリンゴをできるだけたくさん売りたい。わが国がバナナを買っている量に比べますと、向こうにリンゴを買ってやらせておる量などというものは微々たるものでございまして、その意味でも、もちろん日台間の貿易のアンバランスというものはございしますが、国内果樹への影響等も考えまして、この際、できるだけ輸出余力の許す限りたくさん売ることが努力をいたしたい。これにつきましては、こういう台湾側の制度についてもいろいろただしました上で、とにかく輸出できる量を買ってもらえるようにということに主眼を置いて交渉してまいりたい、かように考えております。

○中村(時)委員　それと、大体あなたのおっしゃったように、二〇%に加えて三〇%といったのですか、まあそのパーセントはいいです。それよりも、そのパーセントで計算をして、台湾側の国みずからこれをこなしておるのだから、十二万かごに対して、国庫に納入される金額は一体幾らくらいになりますか、そのパーセントにして。○原田政府委員　いま計算をした数字は持つておりませんが、これはすぐ計算すれば出るわけでございます。後刻提出させていただきますと思ひます。

○中村(時)委員　それは日本リンゴで大体一私の計算で間違ひがあるかもしれませんから、あとであなた方も計算していただきたい。いま言ったように、日本のほうから十二万ケースいった。

十二万ケースという問題を取り上げてみますと、大体五億円前後の収入を上げるのではないかと。というのは、韓国側のリンゴというものは、品質が悪くてほとんどその対象にならない。そこで、日本のリンゴだけに重点を置いてこれをやれば、十二万ケースで三千万ドルのもので、すなわち五億近い国家収入を台湾政府はあげてはいるはずであります。しかも、その輸入関税は、FOB価格に運賃諸掛りを加えて、さらに事前の入札のプレミアムを加えたもので、そうすると、六〇%以上の輸入の課税となつて対象としては行なわれている。その輸入のコストに対しては、あなたは二〇%とおっしゃいましたけれども、おそらく五〇%以上になるのではないかと、そういうプレミウムから全部含めてみると、そういうものを国庫の収入として台湾側はあげておるわけでありまして、だからこそ、高い関税であつても、いま言ったように十二万ケースのものはあつて、これをもしもそのことをゼロにして、向こうの関税を安くして、そして日本のリンゴをどんどん輸入するという将来への見通しが立つかどうか、これは政治的に非常に大きな問題になつてくるわけなんです。その点であなた方は甘く見てはいませんか、私はこう思ふのですが、通産局はどうですか。

○原田政府委員　御指摘のとおり、台湾の政府にとりましてはかなり重要な国庫収入の財源の一つになつておると了解しております。したがって、私も、台湾政府のこういう制度を直ちに大幅に改変させるということによつてリンゴの輸入をふやせるといふことは、さほどやさしいことではないといふふうに考えております。さしあたりは、当方の輸出余力というものと見合つたところで、できるかぎり輸入の量、金額の増大という実績をあげて実効をあげるというふうなやつていくのが、一番手とり早い方法ではないか、かように考えております。

○中村(時)委員　原田君のおっしゃったように、はるかにそれで現実化してきたわけです。ただ、

自民党さんのほうで、先ほどそれでいいじゃないかとおっしゃつた政務次官の問題がひつかかつてくるわけです。リンゴの輸出振興という問題の項目は、いま言ったこととおわかりのように、台湾側としては、私はちよつとおいそれとそれほど簡単なものではないと思ふのです。また、数量をふやすにしても、いまの関税をゼロにしていった場合には、おそらく百万ケースぐらいいしかとどまらないうんじやないか。いまの人口、台湾の土地の条件からいって、少なくとも全部をフルにして最高度に發揮してみても、それくらいにしかならないんじやないかと思ふのですが、どうですか。それ以上になるといふ見通しがつきますか。どうですか、政務次官、あなたのおところはやられたことですか。私は、それ以上のことは最大限度にして百万ケースと見るのですが、どうですか。

○草野政府委員　百万ケースはなかなかたいへんなんじやないですかね。

○中村(時)委員　たいへんです。だからこそ言つておるのです。

○草野政府委員　だから、そう一氣にどえらいことにはならぬと思ひますが……

○中村(時)委員　あなたの答弁は、なるべくなら痛いことを言われたくない、何とかほかにしてわからぬように答弁しておいたら済むじやないかというところですが、そういうことはやめよう。ほんとうに熱心に質疑しておられますから、どのくらいほんとに納得がいくか、真剣に考えてみようじやないか。そこで、いま十二万ケース出ているが、それにプレミアムや何かで、実際は五〇%以上の国庫収入になつておると考えておる。だから、国内的な税制の改正をするにしてもたいへんな問題だと思ふ。リンゴを向こうのほうへ少しやるから、関税を五%ずつ二年にわたつて一〇%引き下げたらいではないかという安易な気持ちで関税定率をやつてもならつたら、たいへんなことになるのではないかと思ふので、それで言つておるのです。だから、台湾側の実情をよく見るときに、十二万ケースのある程度のオーバは期待すること

ができるかもしれない。もちろん産地の問題もあります。産地の問題もありますけれども、しかし、いまかりに最高度にほんとうにみんながそういう協力をして、日本のものを取り入れてみて、十二万ケースが百万ケースにはならないのではないかと思ふわけです。そうすると、日本の国内生産としての果樹のほうとの対比といふことのほうが、この輸出の振興よりも大きなファクターになりはしないかといふことがその裏にあるから、このことを聞いておるわけですが、どうですか。

○草野政府委員　先ほど微々たるものだというお話が出ました。なるほど数字から見ますと、こちらの買つておるものと向こうに売つておるものを比較いたしますと、おそらく十分の一以下になると思ふのです。したがって、それをうんと上げていくといふことになるかと、これは向こうさんの国内的ないろいろな問題がございまして、その簡単なことでもございせん。しかし、それと国内における果樹振興対策といふものをも含めて考えておるのではないのでありますから、それも一つの方法ではあるが、それをだんだん高めていきながら、むしろ国内における果樹振興をやりたい、そして国内の需要の拡大をやりたいながら、そういうことをやつておるわけなんです。

○中村(時)委員　それだつたら、先ほど島口委員が言つたように、自民党の政調会長から申し出ておるところのリンゴの輸出振興という問題は、それは期待はできないという結論になつてしまふ。これはどうですか。あなたのうちのおっしゃつておる答弁とそれは、大きな食い違ひが結論的にここに出てくるわけです。

○草野政府委員　そう即断してしまつてだめではないかといふふうに見てもならぬが、これはやはり台湾政府との間にリンゴ輸出に関する政府間取りきめを行なうことといふ言い方をしておるのです。そこにも希望をつなぎながら、非常に全体を高めていくことを考えておりますから、そこだけ

を見て、だめじゃないか、だめじゃないかと言つてもならずに、ひとつこれも希望をつないでいただかなければならぬと思うのです。

○中村(時)委員 出ておるのは二項目です。リンゴの輸出振興の問題と、それから輸入体制の整備を条件としてという二項目ですが、そのうちの二項目をあなたの言うあたにかい目で見ます。

あたにかい目で見ますけれども、いままでの質疑応答の中で、あなた方が大きな期待をしておるようなものではないという結論がここに生まれてきたという事です。ただ、あなた方の期待があまりにも大き過ぎるから、そういう期待ではなくて、正常な方法がもっとほかにあるのではないかと。そのためには、いまの二〇%という問題は、そういう体制がでるまで待つてはどうかという問題がその中から関連して生まれてくるわけだ。一〇%負けてやるからおまえさんのところはリンゴをこの際とてくれ、こういう安易な交渉のしかたよりも、もっとほかの方法があるのではないかと。そういうことを私は言いたいのですがどうですか。

○草野政府委員 このバナナの関税引き下げの問題は、リンゴとの交換条件という問題から出てきたのではないのであつて、したがつて、先ほど大蔵省のほうから話があつたように、これは対外的な低関税国に対する姿勢の問題として出てきておるのであつて、そこで、これはお持ちいただいたとおもふのですが、この改正に伴うところのバナナ関税率引き下げに関連して、この際、こういう二つの問題に対して努力点を見つけてみるという党の要求でありますから、大きな期待ができな

いではないかとおっしゃられるかもしれませんが、やはりそれは大きな希望を持っていくべきだと私は思うのです。

○倉成委員長代理退席、委員長着席

○中村(時)委員 大きな希望を持つのはかつてです。希望だけなら幾らでも持てますよ。しかし、向こうには人口の限度もあれば、領土の範囲もきまつておるんですから、百万ケース以上はどのようにして希望が持てますか。それ以上になつたら

夢です。だから、それほどの期待をかけてこの問題に取り組んだらえらい間違ひを起しますよという忠告を私はしておるのです。

しかも、もう一点は、先ほどからリンゴの輸出振興ということが言われておるが、きのう小坂委員もリンゴを中心としておっしゃつておるけれども、あなたもそこいらつしやつたでしよう。もう一つ聞きたいのは、輸出されておるリンゴは、どこの県のが台湾に輸出されておるんですか。政務次官、あなた、そこまで知つておるのだったら言つてごらんなさい。

○草野政府委員 先ほど申しましたように、大きな期待が持てないではないか——それは台湾はあれだけのところですから、とにかく山より大きなイノシシは出ぬということですから、そう大きなことは考えられませんが、とにかく台湾に對してわれわれが努力を拡大していくということには必要なことであつて、この機会にそれとやれ、それに向かつてわれわれが努力することはまた当然だ、さういふ考えでおるわけなんです。

○中村(時)委員 そのことはそれでいいです。努力することは大いにけっこう。希望を持つことも大いにけっこう。しかし、私の忠告は、言つておることほどの期待が持てませんよ。それと、私の質問しているのは、一体リンゴ、リンゴと騒いだけれども、いままで台湾にいつているリンゴというものは長野県のリンゴじゃないか、入つてくるのは全部青森県のリンゴなんです。そうすると、長野県のほうで、リンゴを貿易振興で一生懸命やつてくれといつて小坂委員は一生懸命やつていらつしやつた。やりましよう、それはやることはけっこうです。長野県のリンゴもそれに含んでの交渉の過程に入つておるのかどうか、それも聞きたい。

○草野政府委員 小坂委員の質問は、長野県の選出としておっしゃつたのではないかと私は聞いております。

○中村(時)委員 それはいいですよ。だから、いままであつたのを具体的に言つておる。青森県のリンゴが台湾のほうに出ておる。ほかの県のやつが出てない。そこで、リンゴ全体として取り上げてその交渉の過程に入つておるのかどうかをお聞きしておるのじゃないか。とほけることをもつて答弁のよしとするのはいいかもしれませんよ。

○八塚政府委員 確かにお話しのとおり、従来は青森県のリンゴであつたわけでございます。また、青森の知事さんも、そういうこともあつて再々台湾と交渉された。台湾においても、戦前から嗜好あるいはしにせといふことでありましようか、日本リンゴといふより、青森リンゴといふ感じが、青森について少なくとも従来は非常に一種の特長なものがあれと申します。市場を形成しておつたわけでございます。ただ、私どもの立場をいたしましては、もちろん、青森のリンゴあるいは長野のリンゴあるいは岩手、山形のリンゴといふようなことで、それぞれの地域によつて品種の構成が違いますし、市場価格その他いろいろ違つてまいりますから、現実集まる場合、これはまたいろいろありうと思ひます。それから台湾側の希望もやはりあるだらうと思ひます。しかし、姿勢としては、どこの県のものといふふうな形で仕事を進めようといふふうには、少なくとも農林省としては考えていないのでございます。

○中村(時)委員 私の希望を申しましよう。農林省としては、いま言つたリンゴならリンゴといふ全体の地域のことを考へて、果樹振興という基本に基づいてものの解決をはからうといふお考え方だ、こういうふうには私は了解すべきだと思つておる。ところが、現実の問題としては、台湾のほうは、青森のリンゴといふものが、在来取引の関連からいつても実際のファクターが非常に大きい。そこで、いろいろ果樹組合も各県にあるわけですが、各県のほうでも、長野県がそれに突っ込んでいきたいといふ気持ちはよくわかります。青森県のほうとしては、これができれば自分のところがいじられるのではないかと考へる方もありましよう。それはあなたの方の考へておる政

策に基づいて、現実の行為としてほんとうに食うか食われるか、それぞれの果樹地帯としてはそういう考へを持つのです。また、そういう立場で行動もする。そういうような立場で国内の問題が相殺され、あるいはそこで問題が起きないようになつて、今後とも十分なる注意と努力をしておつていただきたい。そのことを条件に前向きな姿になつていただきたいといふことをお願いしておきたいと思ひますが、いかがですか。

○草野政府委員 もちろん、そのとおりであります。

○中村(時)委員 そこで、次に、輸入の問題にちよつと関連して。もちろんきょうはバナナの問題を言うわけではないのですから、関税定率に対する問題だけにしほつていきますけれども、昨日園芸局長の答弁の中で、バナナの輸入が、これは何年ですか、私ははつきりわかりませんが、一〇%前後といふものを毎年比例して増加させても、たいして国内の果樹生産者には影響はないのではないかと、こういう御答弁があつたと思ひますが、それをもう一度明確にしておいていただきたい。

○八塚政府委員 昭和九年は果実合計は百四万四千トン、それに対して当時のバナナの移入量だと了解いたしておりますが、これが十萬一千トンで約二〇%、十年、十一年、十二年といふことで、十二年が、その割合が一三%になつております。なお、ちよつと果実合計と申し上げましたが、ただいまのパーセンテージは国内果実の生産量に對してでございます。同様の計算をいたしますと、もちろん、自由化前の三十六年当時二%あるいは三%といふことでございますが、四十年、四十一年とそれぞれ、たとえば四十年は三百九十九万四千トンの結果実量のうち、バナナの輸入量が三十五萬八千トンといふことで、結果実量に對する割合は八%といふようなことでございます。先日も申し上げましたように、バナナの輸入の国内産果実に對する影響といふのは、これはなかなか計数的に出てこない。特に価格その他もございしますが、數量の計数がなかなか出てこない。そこ

で、めどとして戦前の比率を一応考えておる。したがって、もしそういうめどとして考えております計数によつても、なおいろいろな波乱——波乱と申しますが、影響があらうと思ひます。ある場合には、極端に言えば寡少であつて、どうもバナナの値段が高くなり過ぎる、あるいは少しその程度でも入り過ぎるであらうという傾向が出てくるかも知れません。そういうものはやはり注意深く農林省の立場としてはながめながら、しかし、現在の段階では、一応そういうものがめどとして考えられておるということを申し上げた次第であります。

○中村(時)委員　めどとしての次元を戦前にとるという事、これも問題があると思ひます。私たちが子供のころの意識を思い出すが、そういう時期といふは違ひます。だから、戦前のある一定の時期をめどとして、それを目安にして問題の解決をはかるだけでは、この問題は解決しない。もう一つの問題は、要するに、農林委員会の本委員会というものは、あくまでも農政の根拠といふものを私たちはこう考えておる。やはり生産者農民をどのように擁護し、どのように向上さすかということが、私たちは骨子であらうと思ふ。ただ、それを間違へると、非常にバナナが高

いからけしからぬ、こういうたき方もあるでしょう。しかし、それも一方的な見方をすれば、そちらに主体を置けばそういうことになつてきます。それが非常にむずかしい問題の取り上げ方だから、値段を安くしようとすれば簡単です。輸入数量をふやせば確かに安くなる。それは国内の保護政策という一つのあり方と相反する問題が出てくる。その調和点をどこにとるか、すなわち、適正価格をどういふふうに取り上げるか、これが非常に大きな問題になつてくる、私はこういふふうに取り方を真剣に考えてみなければならぬ、こう思つておるわけです。そういう立場であるからこそ、通産省が一方的な台湾の輸出のあり方に対して、日本の窓口を一本にして、一つの正

常な貿易の立場をとらうとする心がまえになつたのだらうと思ひます。しかし、まだその内容が十分充実しないし、その中におる人たちが昔のバナナでもうけた夢を持って、夢よもう一度というので、まだまだ多岐にわたつて解決点が残つておるのではないかと思ひます。

それはそれとして、そこで、昨年度が七百八十万かど、こういふふうには私共の承つたのですが、それでいいですか。昨日の御答弁で、昨年度の台湾のバナナの輸入が大体七百八十万かど、ところが、実際には台風やいろいろなものが起つて、七百三十万かどしか入らなかつた、こういふふうには私は記憶してゐるのですが、それは間違ひがないでしようか、その点通産省のほうにお尋ねしたい。

○原田政府委員　昨年の輸入は、台湾からは七百四十万かどと承知いたしております。

○中村(時)委員　そうすると、七百四十万かどとしますと、本年度が一割内外というのを是なりとみなして、私は是なりとは思つていませんけれども、一応是なりとみなして、大体一割前後の輸入量をふやしてもいいのではないかということ、大体八百四十万かど、こういふことになりま

すね。七百四十万かど昨年度入つたのですから、その一割としたら七十四万かど、そうすると八百十四万かど、いいですか、大体その程度のもので本年度は輸入するといふお考えなんですか。

○八塚政府委員　先ほども申し上げましたように、一割といふのは、国内の生産量に対して一割といふことで、前年の一割アップですつといふことではないわけでございます。大体昨年は国内産果実四百五十万トンぐらゐと記憶しておりますが、大体その一割、それを含めて、たとへばバナナ四十一万トンでございますと、それを含めると約一割、そういう見当でございます。

○中村(時)委員　これはまた農林省とあとでこれを明確にしていかなければならぬと思つてゐるのですけれども、国内の果樹の生産量の伸びと、そ

の伸びに対する一割を輸入することになれば、国内生産量というものが非常にまた問題が起つてくる。こういう観点が出てくるわけですが、これはまたあとの問題として、そこで、通産省にお尋ねしたいのですが、大体昨年度が七百四十万かど、そうすると、本年度は大体どのくらい

の予定で考えていますか。

○原田政府委員　仰せのとおり、輸入量というものが価格に非常に関係があると思われまふので、どのくらいが妥当かという量については、私ども非常に慎重に検討してゐるところでございます。ただいまの状況では、去年の十月からことしの九月までの一年間に、台湾からのバナナ八百八十万かどといふものを割り当てベースで予定をいたしております。

○中村(時)委員　そうすると、当初昨年立てました計画が実際には七百四十万かどしか入らなかつたのが、台風の關係もあり、中南米のグロバールとして、実際に三千七百七十七万かど入つた記憶があります。そういふふうにして考えていつた場合、少なくともいまこれから現実の問題に入つてくるわけですが、本年度のグロバールといふものが、実際には中南米を中心にして、一体昨年度、本年度をどのように見られてゐますか。

○原田政府委員　去年台湾から七百四十万かど入りましたときに、台湾を含めまして全体の輸入は九百七十七万かど入つてゐるようでありまふ。ことし八百八十万かどもしさきに申し上げました期間で入りました場合に、どのくらいよそから入るかといふ予想でございますが、現在は他地域からのバナナの輸入は自由化されております。したがって、明確な計画というやうな数字は非常に困難でございますが、台湾からのバナナの輸入がある程度ふえてまいりますと、それから国内の需要の伸びといふものとを比べまして、そのギャップを埋めるといふ形で入つてくるかどうになるかと思ひます。ただ、最近、他地域からのバナナが、やや品質の改善等々の状態がございまして、いままでよりも台湾バナナに対する競争の立場が強ま

るといふ傾向がございしますので、そういう点も勘案いたしますと、去年は台湾バナナが全体の中で八割、八一%ないし八十%多入つておりますが、ほぼ台湾バナナはやはりその程度の比率にとどまるのではないか、かように考えております。

○中村(時)委員　昨年度、そういうやうな立場で中南米から、これは伊藤忠と全日青が中心でやつておるようですが、それが一体どの程度船回として入りましたか。大体それをお聞きしておきたい。

○原田政府委員　たいへん恐縮でございますが、正確な数字は私覚えておりません。昨年度は、いわゆる全日青といわれるグループがかなり入れておりましたのが、今度、先生御指摘の新しいグループがかなり、三十四対十七でございまして、数字は正確でございせんが、その程度の船隻数を雇用をいたしまして、もしこのまま船が全部バナナをばいり積んで入れば、少しバナナとしては余りぎみになるのではないかと、私ども業界で心配してゐるようでもございまして、私どもとしまして、そういう状況が現出をしないやうに業者の間の話し合いがうまくいって、秩序ある輸入が現在自由化されております地域についても実行されるやうにということで見守つておる状況でございます。

○中村(時)委員　私もその点が非常に心配なんです。といふのは、農林省のほうで、台湾バナナが日本の国内産の果樹の生産量の約一割前後といふものを是認したとしても、おそらく台湾側から来るものは、いま言つたやうに規制をされまふから、ある程度の方針の打ち出し方は、LCやいろいろなものできちつときまつてゐるでしょう。しかし、グロバールとしては自由化であります。自由化といふのは、昨年度よりも中南米バナナが非常に多く入つてくるのではないか、こういう懸念が多分出てくるわけなんです。ところが、これを規制するだけの方法がないわけでしょう。規制がないとなれば、それが一挙にどつと入つてくる。たとえば、すでにある会社では十四はいという手配

をしている。一方では全部で三十はいくらになるのか、へたをするとも少なくとも四十はいになるのではないかと、過当競争の時代が、いまの状態からいけば私は必ずくると思うのです。そうした場合に、国内におけるところの果樹の生産者に対する影響が今度は明確な姿となって、この関税とこの影響とが、いまいちいまいちとあらわれてくることを私はおそれるのです。それに對して農林省としてどういうお考え方を持っているか。

○八塚政府委員 確かに、御指摘になりましたように、台湾以外に完全自由化されております。さらにお話がありましたように、関税率の水準ももちろんでございますが、輸入数量というものが、国内産果実に対する影響がきわめて大きい。まあ、現在までは少なくとも台湾産バナナに對して相当日本の嗜好が強く、台湾産バナナに對するコントロールの手がかりがあれば、大勢を制することが一応できておったと思いますが、今後はそういう状況についての変化というのが当然考えられるわけでございます。そういう問題につきましましては、私どものほうといたしまして、できるだけ国内産果実の保護の立場から、正直に申し上げますと、いまのところはまさに自由な状態でございませうけれども、今後また通産当局ともよく打ち合わせをいたしまして、種々検討してまいりたいと思っております。

○中村(時)委員 政務次官、いままでの答弁をお聞きになったと思う。聞いておりますね。そこで、今度はあなたの一つの明確な線を打ち出してもらわなければいかぬ。それはどういふことかといったら、いま言ったように、台湾産のバナナはある程度規制ができるけれども、グローバルは自由なんだ。これからフィリピンを目ざしていけば――商社だつていろいろな競争をやります。ほかの地域において開発に入るでしょう。そういうような姿から見ると、近い将来において、おそらくこのグローバルとしての自由化の線からくる輸入が非常に膨大なものになることは、既成の事実

になってあらわれてくると思う。そこで、その場合に、国内生産者を保護するといふたてまえをとるならば、いまのままで放任をしておくと、将来の問題が生ずる。ところが、これを規制しようとするならば、おそらくいまの関税率と同じように、国際的な問題としての視野から非常に困難な問題にぶつかってくると思う。そういう点に對して、あなたは国内生産者を擁護する立場をとつて、この点を明確にしていこうという努力をなさるか、あるいは国際的な一つの視野のもとにこの問題をやろうとされるのか、一体どちらに重点を置かれるかといふことをお聞きしたい。

○草野政府委員 今後そういうことの懸念されることも当然であります。国内における需要をそれ自体が、国民の好みというものとどういふ関係をしていくかといふことも、非常に注意深く見ていなければなりません。そうしたことに対応しながら、わが国の国内におけるところの果樹農業といふものに対する一つの育成の方法、しかも国外的に對抗し得るところの一つの品質であるとか、量産であるとか、あるいはさらに、嗜好は相当変わっていくと思われましますから、その変わっていく嗜好に應ずると同時にまた、嗜好を誘導する方向もいろいろ考えながらいくという、いわゆる果樹農業振興政策といふものが非常に重要になってくる、さように考えるわけでありませう。

○中村(時)委員 あなたの答弁を聞いていますと――シコウもゴコウもないです。私の質問は一点です。いま言ったように、一つのオーバーワークになってあらわれてくることは間違いない。そこで、生産者農民を擁護していく立場をとるのか、あるいはそういうような事柄に手をつけなければ国際的な問題に必ずなつてきます。自由化といふものをうしろ向きにしようとするんだから、そういう場合に、一体どちらの方向に重点を置くべきかと私は言っている。少なくとも農林委員会は、あるいは農林省といふものは、生産者農民を擁護する立場に立つてものの判断をつけていくべきじゃないか。いろいろな問題はあります。ある

けれども、基本的な問題はそこに置いて、それからあらわれてくる派生的な問題を別の角度から取り上げていくべきが至当な行き方じゃないかという考えを持っているのだが、あなたは一体どちらをお考えになつておられるのかといふことをお尋ねしている。だから、シコウもゴコウもないのです。

○草野政府委員 それはやはり重要な関係があるのであります。農林省としては、もちろん国内生産者をいかにして擁護していくか、そこへ努力をどうして向けていくか、これが重点であります。

○中村(時)委員 時間の関係もありますので、最後に一点だけお尋ねしておきたい。

御承知のように、バナナの国内的な機構の整備、そういうような問題は次の機会に取り上げるとして、現在台湾側のやつておる方式、たとえば組合をつくつていったのは、少なくとも通産省の意図を私はお尋ねをしておきたい。今度組合ができました。そのでまが上がつた組合をつくつていった意図、それはどこにあったか。

○陳田政府委員 これは先生よく御存じでございます。先生の御指導によつてつくつたと言つても過言ではないような点かと存じますが、もちろん輸入組合の設立された動機は、過当競争によつてわが国が不当に外貨損失を行ない、健全な貿易を阻害するといふことがないよう、輸入秩序を確立するといふ点に主眼を置きまして、国内果樹産業への影響を十分に考慮いたしながら、流通の合理化その他とあわせて、バナナ価格の安定と貿易の発展といふものをはかるというところに主眼があつたと存じております。

○中村(時)委員 私も、組合の設立は、国内におけるところの野方図なこの過当競争、それを通じてこれを整備し、そして価格の安定をし、消費者の安定の方式を打ち出せる、これが一つの目的であり、外に向かつては貿易を正常化していく、この二点がその骨子であつたと思うのです。また、そうしなかつたならば、いままでの台湾側の

思いどおりにされるような、貿易が一方向的な方向に進められていく。そのためには、ドルというものをプレミアムをつけてやつておるのですから、当然どぶに捨てるのと同じじゃないか。そういう立場をとつて、こういうような問題の提起をしていったつもりであります。ところが、実際にはどうかといふと、台湾側にいたしましても、依然としてエクスペディエンスに、問題の解決もしていない。しかも最近では、四半期に分けての輸入をしておる。その四半期に分けての輸入といふことは、どういふことかといへば、台湾側の港の指定権を持つておる。そこで、日本のどの港につけられても文句の言ひようがない、あるいはまた、ただ向こうのほうへ行つて、そして取引ができれば、すぐにLCを組んでしまふ。そして積み荷に對するところの検査の監督、そういうような問題の解決すらもできていない。そこで、台湾側は――これは商社ですから、どうしたつてもうけたいといふこともよくわかる。だがしかし、その結果が、いまLCを一月ごとに組み合わせながら、何とかそれを均衡化しようとするあなた方の努力はわかるけれども、これを結局短期間に、たとへば一月のうちに十日なら十日にばつと輸出をしてしまふ。そうすると、その後期においては、これは足らなくなる。そうすると、そこで高値を呼んでくる事実、先般は、浜相場では六千五百円以上になつておりました。これはだれがもうけるか、ほとんどが輸入業者がもうける。そういうところから、ペーパーであるとかダミーであるとか――そういうものをどのようにな形で退治するか。退治と言ふとおこがましいのですが、そういうことをなくしようという努力、あなた方もやつておつたはずであります。その結果が、いろいろな調査方式となつてきたわけでありませう。だがしかし、私たちがよく言つたように、そういう事柄が、現実の問題として脱税だとかいろいろな問題にあらわれてきておる。私も非常に被害をこうむつた。そういうような立場で、そういう事柄を考へてみて、十分にあなた方がこの組合の中に

おいて——この組合の中におる人たちがグローバ
ルの中心になって、輸入をしておるのです、現実
には全日青にしても、だから、そういうような関
連性を十分監視しながら、せつかくこままでき
てる組合をどのような正常な方向に育てていく
か、そのことがいろいろな問題として出てくるわ
けです。そのためには、昔の夢を持っておる人た
ちは、あくまでもこれを排除しようという考え
方を持っていくに違いない。これはあくまでも断固
として、あなた方は正常な立場から、今後そ
ういふ意味において、通産がしっかりとら
ないと——窓口なんです。それを農林あるいは大蔵
もバックアップして、ひとつ事のないように十分
注意しながら進めておっていただきたい。このこ
とを要望し、その決意をお伺いしておいて、私の
質問は、本日の関税定率の問題に關しては終わる
ことにし、バナナ行政、政策の点は今後また別の
機会に譲ってやらしていただきたい、このように
考えて、終わらしていただきます。

○原田政府委員 バナナの輸入につきましては、
年来非常にたくさん問題が山積しておりますし
世の批判も浴びておりますことは、まことに私
どもとしても遺憾と存じておるところでありまし
て、このところ最も努力を集中いたしまして、先生
が御指摘になりましたような貿易並びに国内流通
のあり方の正常化、健全な発達というものに向か
うように努力をいたしておる次第でございます。

台湾の問題につきましては、配船は現在船を向
こうが持つて、どちらかといいますが、こちらが
不利な立場に立つておるようでございますが、た
だ、配船の日程その他の計画だけは両方の合意に
よって行なっておるようでございます。しかし、
まだ御指摘の検査その他かなりの問題が残って
おると思ひます。これも今後業界同士の話し合いは
もとより、必要ならば、政府レベルにおいて、今
度行なわれまう会議等を通じて、改善のほう
に努力してまいりたいと考えております。
また、いわゆる輸入業者がもうけ過ぎておると

いう先生の御指摘につきましては、今回割り当て
をいたします際にも——割り当てを行なっており
ますのは、輸入秩序維持のためにやむを得ない
制度でございますので、決して輸入業者に割り当
てという利権の上にあらうをかねて不当な利益を
もたらうという趣旨ではありませぬので、そ
ういふ世間の批判を浴びることがなくて、輸入業
者として流通業者としての自覚に徹して、正常な
貿易並びに国内販売を行なうよう強く要望した次
第でございます。ただ、なお問題は山積しており
ますので、今後私どもとしても十分努力して
一そう正常化につとめてまいりたいと考えており
ます。

○本名委員長 斎藤実君。

○斎藤(実)委員 園芸局長に率直に御質問いたし
ます。

バナナの関税定率の引き下げによりまして、消
費者は相当バナナが安くなるだろう、こう考
えておると思ふのです。で、先ほどの答弁を聞いてお
りますと、流通機構の問題をどうするか、ある
いは輸入量をどうするかというお話もございま
した。この点、引き下げによって小売り価格が
安くなるのか、消費者が安いバナナを手に入れ
ることができぬのかどうか、明確に御答弁をお願い
します。

○八塚政府委員 先ほどもお答えを申し上げたわ
けでございますが、バナナの価格が、この関税定
率法の改正云々を別にいたしまして、とにかく
著しく供給量がふえて価格が下がれば、これは国
内産果実に対する影響があるわけでございます。
一面、国際的には相当高い水準の関税率である
というところから下げざるを得ない。かたがた、せ
つかく関税率を下げるからには、それなりの末端消
費者価格に対する恩恵がなくては意味がないで
ないかということ、農林省といたしまして、つ
まり、国内生産者を保護するという立場、ある
いは国内の消費者に生鮮食料品を適正な値段で供給
するという行政をやっておる立場としては、たい

へんむずかしい問題でございます。ただ、私ども
は、生産のほうは、やはりこの問題だけではな
く、あらゆる面で近代化をし、合理化をしてコス
トを下げていく、需給を改善していくという努力
を並行してやりながら、今度の関税率引き下げに
よる価格の恩恵と申しますか、影響を若干でも小
売価格に反映させまして、消費者のためになら
せるようにしなければならぬ。ただ値下げ幅か
ら申しますと、先ほど中村先生の御指摘等もあ
ったわけでございますが、かなりデリケートな程度
の値下げ幅でございます。

それから、価格がそういうふうになるのは、単
に関税率だけあるいは原価だけの問題じゃなくて、
他の果実の供給量、価格等々も密接にからんでお
りますので、そういう複雑な状況の中で、かつ相
反する要請の調和点を求めながら、せつかくの関
税率引き下げということでございますから、それ
なりの、つまり、生産者に迷惑のかからない範囲
で、消費者に対してできるだけ利益をもたらす
というところ合いをねらって、ひとつやりたいと
思っております。

○斎藤(実)委員 先ほどの答弁で、流通機構を改
革する必要があるという御答弁がございましたけ
れども、具体的に流通機構をどのように改革する
のか、承りたいと思ふのです。

○八塚政府委員 先ほどは、私の記憶で誤りがな
ければ、浜相場に關連してそういう話があったん
だと思ひます。御承知のように、浜相場は、輸入
業者と、それから国内の輸入業者から背いたバナ
ナを引き取りまして、そこでいよいよ国内向けに加
工して、国内向けへの流通の第一歩を押し出すと
いう役目の業者がございまして、それが従来は、や
はりバナナの輸入数量が国内の需要量に見合わ
ないというところでございまして、やはり見合わ
なくて、相当需要が強い。したがって、輸入業者の
ほうが立場が強い、そういうこともありまして、
形の上では輸入業者と加工業者が相対して公正な
値段を物に即してつけておったのでありますが、
加工業者が乱立をし、かつ数が多いというふうな

ことで、実際には、私どものほうのあるいは偏見
かも知れませんが、若干問題があるのではない
か。そういう意味で、多くの加工業者があるべく
一つにまとまった形で、輸入から物を国内へ引き
継ぐ第一線の役目をするということが、一つの望
ましい方向ではないかというふうに申し上げたわ
けでございます。

なお、流通機構といふのは、そういうところ
から始まりまして、末端のくだもの屋、八百屋
さんの段階まですべてを含むわけでございます。
これにつきましては、もちろん、現在の流通機構が
完全であるとか、これで十分であるとかいうこと
ではないわけでございます。だんだんに消費者物
価の問題はやかましくなつてまいりますし、流通
機構が必ずしも近代的でないという批判があるわ
けでございますから、これはこれで大いに合理化
をいたさなければならぬが、ただ、これはバ
ナナに即してバナナの部分についてだけというこ
とにはなかなかまいらない。例を申しますと、大
体リンゴにいたしまして、ミカンにいたしまし
ても、バナナにいたしまして、たとえば小売り
屋さんの小売りマージンというのはそれほど変
りがない。もちろん、非常に高値なくだものと、
それから比較的大衆的で安いくだものと、それぞ
れ違ひますけれども、やはりこれはバナナだけの
特例の流通合理化というのは国内ではあまり考
えられぬ。やはり広くは生鮮食料品、やや狭く言
えば青果物についての流通機構全般の改善ととも
に進めなければならぬのではないかとこのように
考えておる次第でございます。

○斎藤(実)委員 バナナの流通機構はあまり考
えられないという御答弁でしたけれども、バ
ナナの輸入業者と加工業者が、これは評価委員と
いひまして、この二者で価格操作をしているわけ
です。まあ、別なことは言えませんが、自由に価格
をきめておる。これが私は小売り価格に響いてく
るのじゃないか、こう思ふのです。ですから、こ
の加工業者、輸入業者のはっきりした体制、さら
にまた、こういうふうになくして、せり制度を

採用すべきじゃないか、こう考えるのですが、この点についてどうでしょうか。

○八塚政府委員 パナナについての流通機構に関する整備というのとは考えられないかのように私が申し上げたといえます。これはたいへん言い方が不十分であったと存じます。青果小売り商あるいは卸段階等は、パナナだけという特殊な改善の方法という余地は比較的少ないという点は申し上げたわけでございます。パナナに特有な加工、これにつきましては、これは先ほど来も申し上げておりますように、いろいろ改善すべき点がございまして。ただいま御指摘になりましたような浜相場を全体としてどうするかという問題もございまして。あるいは浜相場を是認して、浜相場の中でどういふふうにより一そう合理的な取引ができるかという問題もございまして。これはもちろん浜相場というものは、先ほど申し上げて御存じのように入業者と国内の加工業者の出会ひの場所でございますから、これにつきましては、輸入業者についての監督は通産省がやりになっておる、加工業者については私どものほうでやっておるということでございますから、両省よく相談をいたしまして、その間の合理化をはかつていくという基本的な態度でございます。農林省といたしましては、いまの段階で浜相場をより合理的に運用するには、輸入業者の体制の確立と並行して——と申しますのは、輸入業者に対して世の批判に對しまして、かなりの程度にいろいろ行政指導等で体制を整えられております。それに対応いたしまして、加工業者のほうもそれなりの体制を整えていくというふうを考えておるわけですが、そういうことをやめて、この際せりにしたらどうかというお話もございまして。そのせりも、中央卸売市場へ全部持ってくるという意味のせり、あるいは浜相場の過程におけるせり等もございまして。そのあたりにつきましては、なお今後通産省ともよく御相談の上で、検討を進めたいと思っております。

○斎藤(実)委員 パナナの需要の増大につれま

て、日本の果樹産業に大きな影響があるというところは、これは斯界の常識でございますが、先ほど答弁の中で、将来の日本の果樹産業の増産のためにいろいろな答弁がございましたけれども、今日まで政府が日本の果樹生産対策として具体的にどういふものをやつてこられたのか、今後の具体策について御答弁をお願いいたします。

○八塚政府委員 パナナは、その輸入が比較的多いために、国内産果実との競合の問題というのがなかなか問題になるわけでございます。ただ反面、パナナはそのものが国内に生産をされておるから、そういう意味で、いわば間接的に影響がある。ただ、これは朝から申し上げておるんですが、どういふふうな代替関係にあるか、どういふ影響があるかというところは、なかなか一がいには言えないわけでございますが、私も決して影響がないなど申し上げることはないのでございまして。しかし、私もたいしたことは、そういう外国産果実の輸入の影響も当然考慮をいたさなければならぬんですが、果実生産自体が、どちらかといひますと、過去におきましてはかなり順調でございまして、他の作物をつくつておる人から見れば、一種のうらやましいという状況にあった時期があるわけでございます。特に昭和三十年代の初め、適地適産、あるいは農業基本法の発足以来需要の拡大にこたえる作物である、そういう意味におきまして、果実についての生産の伸長という問題が一そうクローズアップされてきたわけでございます。とにかく、朝申し上げましたように、くだものの価格はやはり相当上がつております。と申しますことは、需要が相当強い。と申しますことは、やはり供給をもう少ししなければならぬという時期があったわけでございます。そういう意味におきまして、政府といたしましては、過去におきまして、植栽のために、あるいは育成のために公庫融資をする、あるいは災害の場合にはもちろん災害に対する融資をする、あるいはまた農業構造改善事業、これはもちろん果樹だけのためではございませんが、しかし、千五百幾つの中の三分の一以上は果樹を主幹作物にしている。あるいは開拓パイロットであるとかその他のいわゆる土地盤整備事業、これも最近においては相当果樹のウエートが多い。もちろん園芸試験場等の充実、それによります新品種の育成というふうなこともこのおいてやつてまいつたわけでございます。ただ、最近と申しますか、ここ二、三年、どうもこの調子でくだものを植える植えるというのを言つておつてはたしていいだろうかという感じが、特に当業者と申しますか、果樹生産者の間で起こつたのでございまして。

端的に申しますと、私どもの見直しでは、今後とも果樹は全体として需要はふえるであろう。中には相当ふえるものもある。もちろん、中にはあまりふえないものもある。しかし、全体としては相当ふえるであろう。したがって、作付面積的にも、生産量も多くする必要はまだまだあると思つておりますが、それよりも、より必要なことはやはり生産の合理化であろう。消費者価格というものが安ければやはりたくさん売れます。しかし、安ければ、それなりの生産費をやつていかなければなりません。それには、やはり従来のような生産構造ではどうもコストがかかり過ぎる。しかも、今後労賃その他は上がつていくであろうというところは明白でございますから、そういう意味におきまして、需給の見直しについてもこの際あらためて見直す。それから生産の体制についても、この際、俗なことをいふと、ふんどしを締め直して歩み出すという時期に立ち至つておる。そういう意味におきまして、昨年果樹振興法の改正がございましたが、これを契機にいたしまして、昨年度中におきましてはそういう観点の基本方針を出し、ただいま各府県に府県ごとの果樹振興計画というものを、濃密生産団地等を織り込みましてつくつております。そういうものをスタートにいたしましてと申しますか、骨子にいたしまして、今後の果樹行政の体制をさらに組み立て直して前進してまいりたいというふうに思つておる次第であります。

○斎藤(実)委員 いろいろ御答弁がございましたが、パナナの輸入は、昭和三十七年の自由化から四十一万数千トン、約五倍に増加しております。したがって、この五倍に増加したということによつて、国内産の果樹の消費の面あるいは価格に大きな影響を与えてきておる。さらに消費の面から見ても、消費割合は、パナナは一七・三%から三〇・九%、リンゴは二二・四%から一四・四%、リンゴは逆に下がつております。また、ナシ、ブドウ、カキ等も三〇・八%から二三・一%、これも下がつておる。ミカンも横ばいだ。つまり、消費増加の伸びはパナナが一番大きい。したがって、国内果実の消費拡大で圧迫を加えられているというところは、これは事実でございます。したがって、先ほど御答弁ありましたように、本腰を入れて、国内果樹産業の発展のためにほんとうに、あなたのお話ではございませぬけれども、ひとつふんどしを締め直して本格的にやつてもらいたい。これは要望でございます。

さらに、時間もまいりましたから、簡単に通産省に御質問しますが、けさのいろいろな新聞紙上で、パナナの輸入業者が軒並みに脱税をして、六億数千万円という脱税をしておる、これが明らかになつたわけですが、これについて通産省はどうお考えになつておるか、お答えを願います。

○原田政府委員 先ほど申し上げましたように、輸入業者が輸入割当を受けておりますというところは、輸入本来の機能を効率的に果たして、消費者及び国民経済、貿易の発展のために寄与してもらうためでありまして、輸入業者がもうけて、しかも脱税をするなどということはもつてのほかのことと存じまして、新聞にありましたような事実が出ましたというところは、はなはだ遺憾でございます。現在国税庁におきましては、輸入業者の納税状況についてなお調査中であると聞いております。したがって、私どもも、調査が完了いたしましたので、その結果輸入業者につきまして脱税の事実が確定をいたしました場合には、その調査結果を参照いたしまして、悪質なものとつきま

しては、将来輸入の取り扱いにつきましても検討して善処したい、かように考えております。

○斎藤(実)委員 いま御答弁がございましたが、あくまでも輸入業者の申請許可は通産省でございます。この問題については、数年前からいろいろなりなうわさもありましたし、また国会でも議論になりました。少なくとも今年に入りましてから、政府でも輸入業者をベーパー、ダミー等を整理して、六百数十社から二百幾らにするというふうにも報道されております。政府もバナナ業者に対してはそういう本腰を入れているというふうな事実がも判断しております。いままでこのような事実があったわけですが、今後ともいままでのような通産省の腰の入れ方では、また再びこういうことが起きるじゃないか。その点についてどうですか。

○原田政府委員 御指摘のような点につきましては、私も深く反省をいたしまして、今回割り当てをするにあたりましては、個々の輸入業者に対して、次のような要望を強くいたしております。

輸入の割り当てをいたしますというところは、いわゆる実績の上にあぐらをかいて不当な高利潤をあげることを認める趣旨ではなく、輸入業者各位がみずからその本来の機能を生かして、適切かつ効率的な生鮮バナナの輸入を行なうとともに、輸入したものの国内販売にあたっては、正当な加工卸売り業界の意見や物価対策上の観点を十分考慮に入れ、不当なマージンを取ることなく、適正な価格及び合理的な配荷の確保につとめ、十分流通業者としての社会的機能を果たされることを期待します。

用状況、輸入品の国内販売状況等について、関係者から随時必要な報告をお願いすることがありますので御了承ください。

こういふ御要望を申し上げております。

ただ、実態はなかなか把握困難でもございまして、一片の要望書によつて問題が解決するとはわれわれも考えておりません。したがって、なお今後こういう実態調査をやリ、国税庁とも十分御連絡をいたしまして、このよう事態が起こらないように十分注意をいたしますとともに、そういう脱税、法律違反等の事実が確定をいたしましたものにつきましては、悪質なものは、先ほど申し上げましたとおり十分善処してまいりたい、かように考えております。

○斎藤(実)委員 いま答弁がございましたけれども、これは一片の通達でございまして、私も二、三の実例は知っております。時間もありませんから、この委員会の席上では申し上げませんけれども、バナナ業者に対する通産省の本腰を入れた——いままでも、ずいぶんこの問題は国会で黒い霧等で問題になりました。いまだにまだそういう実例があるというふうには私は調査をしております。一片の通達ではなくして、本腰を入れてこの問題に取組んでもらいたい、よろしくございします。

それからもう一つは、この事件に対して、一体通産省はどういう責任をとるのか、これを明らかにしていただきたい。(責任をとれよ)「取り消しだよ」と呼ぶ者あり)

○原田政府委員 御指摘のとおり、私も同様にも深く反省をいたしておる次第でございまして。この脱税の事実も、過去数年にわたる事実の中から国税庁が今回非常に苦心をされてさし出されたところでございます。私も同様にも、今後深く反省をいたしまして、再びかようなことが起こらないように注意してまいりたい、かように考えております。

○斎藤(実)委員 重ねて質問しますが、現在まだ二百四、五十社の業者がおるわけですが、現在まだ

この業者が今後再びこういうことがあり得ないといふふうにあなただけの断言でできますか。決意のほどをひとつ表明していただきたいと思ひます。

○原田政府委員 脱税ないし法律違反というような問題は、非常にむずかしい問題でもございまして。行政庁といたしまして力の及ぶ限り、行政手段の許しを限り、そのような事態の起こらないように努力をいたしたいと思つております。もし不幸にしてそういう事態が起こったという場合には、やはり先ほどからお声もかかっておりますように、割り当てのある程度の取り消しといったようなものも含めまして、もちろん妥当な法律的根本があつてやり得るという範囲においてでございますが、十分善後の措置を検討いたしたい、かように申し上げておるわけでございします。

○斎藤(実)委員 以上で私の質問を終わります。

○本名委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○本名委員長 では速記を始めて。

○本名委員長 おはかりいたします。

果樹農業振興に関する件について、本委員会の決議をいたしたいと存じます。

すなわち、本件につきましては、先般各党間において御協議を願つていたのでありますが、ただいま各党間の協議がととのい、その案文がまとまりました。便宜私が案文を朗読いたします。

果樹農業振興に関する件(案)

政府は、最近に於ける我國果樹産業の実情にかんがみ、国内果樹農業者の生産意欲を阻害することのないよう生産者保護の立場を堅持し、次のような措置を講ずべきである。

一 国産果実の生産および流通の合理化を図るため、農道等の整備整備事業、生産近代化施設、選果場等流通近代化施設並びに品種更新に対する国の助成を拡充すること。

二 外国産果実およびその加工品の輸入に当つては、国産果実の生産および消費を阻害しない

いよう輸入調整の方途につき充分配慮すること。

三 国産果実に対する需要の喚起を図るため、学校給食その他消費の拡大に努めること。

四 国産果実の輸出振興についての施策を拡充強化すると共に特に中華民国に対するりんごの輸出について政府間交渉を行ない、速やかに協定の締結に努めること。

右決議する。

以上であります。

ただいま朗読いたしました案文を本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○本名委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。

この際、ただいまの決議について政府の所信を求めます。草野農林政務次官。

○草野政府委員 ただいま委員会から御熱意を込めての御決議がありました。その御趣旨を深く体しまして、実行方法につきましては、十二分に研究を遂げて善処したいと考えております。

○本名委員長 なお、ただいまの決議の關係当局への参考送付等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○本名委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○本名委員長 農業共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。美濃政市君。

○美濃委員 ただいま議題になりました案件につきましては、昨日来質疑がかわされておりますので、三、四点につきまして御質問をいたしたいと思ひます。なお、質問の要旨につきましては、できるだけ趣旨に沿つて御答弁をいただき、できる

だけ早い時間で終わらせたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

まず第一点として、さきに改正されましたこの制度は、昨日の審議の中にもございましたが、いろいろの状態から、組合の保有限度というものをかなり高く引き上げて改正されております。したがって、このことを直ちにどう言うのにはございせんが、その保有限度の中から、不幸にして災害が発生をいたしますと、かなり組合の共済金支払いが多くなつてまいります。この関係から、今回の基金が組合まで適用されるようにすることが妥当である、また組合からの要請も強いわけですが、この点についてどのようにお考えになっておるか、お伺いしたいと思ひます。

○大和田政府委員 共済組合が相当大きな責任を背負うことになりましたけれども、それに見合ひまして組合の保有する掛け金は相当大きなものになりまして、制度改正前に比べて大体四倍ないし五倍くらいになっております。したがって、水稻に例をとって申し上げますと、収穫皆無になりましたところでも、共済掛け金と組合の持つ責任との差は、一つの組合につきまして四十万円を欠けるぐらいの小さな金額でございます。私どもできるだけ削減を避けることが望ましいことはもとよりでございますけれども、大体の組合におきましてはこの不足分に見合ひ以上の特別積み立て金を持つております関係で、大体削減をしなくとも済むのが実情でございます。

最近の例で申し上げますと、相当被害の多かった年におきまして、多少削減をした組合はもうございせんが、全体の組合の支払ひました共済金に比しますと〇・五割という状態でありまして、昨年も申し上げたとおりでございます。したがって、削減を避けるために基金から組合に対して融資をするという必要は、事実上それほど多くはないというふうに私ども現在判断をいたしております。しかし、これも共済基金の資力が充実に、あるいは今後削減ということではできるだけ避けるに越したことはないわけでございます。

から、将来の問題として、削減を避けるために組合に対して基金から融資をすることの可否につきましては、十分研究させていただきますと思ひます。

○美濃委員 北海道について申し上げますが、昨年大体組合の支払ひ額九億円と私聞いておるわけですが、その中で、いわゆる積み立て金の関係から削減払いをした実例があるわけですが、五割と言ひますけれども、やはり発生する地域は、その財務の関係その他で一定の地域に起きますから、国全体から見れば五割であつても、その発生する地域はかなり削減払いが多くなるわけですが、もう一つの問題は、削減払いの問題とあわせて、特にいわれる集中豪雨等によつて被害が起きた場合に、その被害額を急速に立てかえ払いをして、特に二毛作地帯等で立てかえ払いによつて次の再生産をする再生産資金を確保する、いわゆる被害認定、正規の共済金の支払ひには手続や期間を要しますから、そういう関係の、いわゆるこの基金から組合資金の運用というものをぜひやるべきだと思ひます。二つの目的があるわけですが、一つは削減払いを解消する方策、一つは集中豪雨等によつて被害が起きた場合、共済金の認定、支払ひに期間を要しますから、その間に立てかえ払いができる措置、この二つの目的があるわけですが、その方法についてお伺いをいたします。

○大和田政府委員 私が先ほど申し上げました削減払いをいたしました例で、組合の支払ひ共済金に比べて削減をした額というものは、五割ではございせんが、〇・五割でございます。北海道について申し上げますと、四十年の水稲の組合の支払ひました共済金は六億六千二百万円ほどでございます。削減の額は大体千四百万円程度であつたと記憶いたしております。したがって、北海道のように相当集中的に被害の起きました地域においても、大体六、七億のところにございまして、千四百万円ほどの削減額でございますから、これを非常に少ないというふうに申し上げるとまた諸弊がございまして、そう大きなものでないことも事実でございます。

それから、削減以外に、できるだけ早く共済金の支払ひをするために融資をしてはどうかというお話でございますが、これもきのう申し上げましたけれども、たとえは水稻を例にとりますと、早場米につきましては、年内に支払ひをするに昨年もおとしも成功いたしましたし、それから被害が非常に多く起きましたような場合は、最終の支払ひの前に仮払い的なこともいたすことができればでございますから、私も、将来の検討問題としては、基金からの融資ということも一つの課題として検討いたしますけれども、さしあつたりの問題としては、削減の面からも、あるいはできるだけ早く若干の金が農家に届くということからいひまして、いまの制度の運営をうまくすることによつて大体問題は解決するのではないかと、ふりかへておるわけでございます。

○美濃委員 これは検討するということでありまして、ぜひひとつ早い機会に検討して結論を出していただきたいと思います。

次に、同じく鶏あるいは豚についての法定伝染病の問題であります。最近、申し上げるまでもなく、多頭飼育あるいは多羽飼育で、経営構造を大きくするというのが農業の構造改善の一つとして進められております。自家用目的にあるいは副業的に飼われておる場合は、経営の中に占める部分が少なくて、被害はあつたとしても、他の収益でカバーできる面が多いためでございますけれども、専門的に言つて、法定伝染病にかかつた場合、殺処分についてはある程度の殺処分手当が出るにいたして、動物個体の損害は殺処分手当である程度カバーできますけれども、大きな設備をして多頭飼育をしておるわけでありまして、その過程におけるいわゆる収益上の損害、これはなかなか殺処分等では埋まらない。そのために、経営自体が非常に破壊される、あるいは将来需要が高まるというところの肉の生産に対して、そういう面で農民が生産拡大に対する一まの杞憂を感じて、いわゆる構造改善あるいは生産体制がその杞憂の中から進まないという面も一

面あるわけでありまして、したがって、この法定伝染病に対する、それを対象とした共済をすみやかにやるべきでないかと私は思ひます。いわゆる鶏、豚に対する全般的な共済は、昨日答弁のあつたように、しばらく検討の期間を要するということでもやむを得ないと思ひますけれども、法定伝染病を対象にする制度確立はすみやかにやるべきである。これは肉資源確保と合す対策としてぜひやるべきであると思ひますが、その検討はどうなつておるか、またお考えはどうなつておりますか、お尋ねいたします。

○大和田政府委員 私も鶏あるいは豚の飼育、特に多頭飼育等にあたりまして、法定伝染病の問題が経営上の大きな脅威であるというところは、そのとおりであらうと思ひます。したがって、できるならば法定伝染病についての共済を進めることが私は望ましいであらうと思ひます。ただ、法定伝染病だけを取り上げて、共済をやるにいたしても、きのう申し上げましたように、鶏あるいは豚というのは、どの鶏、どの豚かという特定のなかなかできない性格の動物でございます。これは乳牛等と非常に違ひ点でございます。共済にかけても、どの鶏をかけたかということがなかなかわかりづらいようなものであります。ことに加えて、日本の農業も特に畜産においていま非常な変革の過程にあるわけでございますから、経営の内容が、地方により、また大きさによつてきつてまちまちでございます。それをどういふふう

に一つのいわば固定した方式ではめて共済にかけられるかというところは、一つの被害率をとりましても、なかなか地域的なあるいは経営的なものがつかみにくい状態でございます。私も法定伝染病につきまして共済を取り上げることの意味が十分あると思ひますし、それから共済を行なう場合にも、法定伝染病が中心であらうと思ひますけれども、必要であるからといってすべてそれを取り上げるには、どうもあまりに私どもの材料がまだまだ積み重ねが足りないというふうに痛感をいたしておるわけでございます。したがって、いまし

て、昨日も申し上げましたけれども、鶏あるいは肉豚の共済についての資料を現在十分集積といえますが、積み上げ検討中で、なおしばらくの時間の御猶予をいただきたい。私も、なかなかむずかしい問題でございませうけれども、今回果樹共済の一つの実験的な実施に踏み切ろうとするわけでございますが、それに比べてもまだまだ鶏と肉豚についての問題が多過ぎるというのが実情でございます。

○美濃委員 いまの説明の中で、どの鶏、どの豚という表現が出ておりますが、これはどの鶏、どの豚という共済のしかたでなく、よろしいと私は思うのであります。たとえば農作の場合、どの種との部分ということに、起きた被害額で算定できるわけでありまして、こういう種類の共済になってまいりますと、大体総体から見た被害率、この算定でよろしいと思うのです。名称もなければいよいよ特徴もないわけでありまして、からの個体に対する共済などということを考えるべきでない。

もう一つは、今度、ことしから初めて改正して行なうのでありますが、将来この共済につきましても、いわゆる事務費が非常にかかるわけですね。たとえば生命において十萬円の生命保険を募集したとするならば、それはもう赤字です。十萬円の生命を維持するということになれば、現在の生命共済の中の事務費部分では維持管理ができませんという内容であります。したがって、その共済というものは非常に事務経費を要するわけでありまして、将来は、いま直ちにという表現ではございませうが、将来大動物においても、どの牛というものを避けて、たとえばこれから乳牛等の多頭飼育が進んで来た場合、二十頭であれば二十頭を包括して共済にする、どの牛が死んでも一頭限額の額で包括して共済をする、そこまで共済というものはいかなければ、とても八萬円や十萬円の限度の共済、個別認定に基づく共済のかけ方あるいは事故の認定のしかたでは、掛け金よりも事務費が非常に高くなるという現象が起きてきて、ベースに

合わないという問題が出てきます。そういう方法で進めていくと、たとえば二十頭、三十頭という大動物の飼育体系になりますと、その掛け金部分を収益の中からいわゆる自己共済で、たとえば積み立て貯金ですか、自己共済的にその共済総額を積み立てておけば、一年に一頭くらい死んでも、共済に加入するよりも、そのほうが負担が少ないという、はつきりした経済現象が起きてくるわけですね。ですから、共済というものは、これから先の改正については、そういうどの部分というように、ことをできるだけの確に認定できる方法、そういう改正に向かって検討が進められるべきだと思えます。特に豚や鶏について、どの鶏、どの豚という認定方式に基づく共済などということは、加入方式として考えるべきでない、こう思うのです。が、いかがでしょうか。

○大和田政府委員 私が鶏あるいは豚について、どの鶏、どの豚が把握がむずかしいというふうに申し上げましたのは、鶏、豚の個体についての共済をすべきであるというふうに申し上げたものではございませう。私も四十二年度から家畜共済を変えますけれども、引き受けの形式を、一頭一頭の個別引き受けから、包括引き受けに変えようとしておるわけでございますから、鶏あるいは豚についてまた個別共済に戻すべきだというふうな議論をやっておるわけではございませう。どういふ形で引き受けのかが、もう一つの問題だということをおっしゃったために、そういう例を使つたわけでありまして、これは引き受けの方式として、鶏、豚について個体引き受けをすることがいいとか悪いとかいうふうに申し上げたわけではございませう。これはお説のとおり、私も家畜共済においては大体そういう方向でものを現在考えております。

○美濃委員 次に、畑作共済についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、これはすでに質疑の終つております部分は除きまして、特に北海道の冷害とあわせまして畑作共済の要請をしておるわけでありまして、この検討はいまどうなっておりますか。

ますか。特にことしの予算の中にも、若干実験共済の予算がまことに二階から目録にも足らぬくらい予算化されておりますが、これらの検討とあわせまして、いつごろの時期にどういふふうに進めようという考えでございませうか。まず最初に構想をお伺いしたい。

○大和田政府委員 私は率直に申し上げて、畑作共済というものは、共済の中でも一番むずかしいのではないかと存じます。これはもう畑作共済に対する要請は、当然豆とかあるいはなたねとかいう個別の共済ではなくて、大体畑作経営としての共済ということで御要請があるわけでありまして、北海道とそれから南九州の一部でございませう。したがって、作物保険の立場から申し上げますと、全国を地域として、ある地方に被害がありましても、他の地方には被害がないという形で、全国的にプールできることが保険の成立の大きな前提でございませうから、いまのように要請が北海道と南九州の一部に片寄つておられますと、なかなか作物保険が成立し得ないという問題が一つございませう。

〔委員長退席、仮谷委員長代理着席〕

それから畑作物の特徴をいたしまして、ことしたとえば豆を三反、ジャガイモを一町つくるというましても、来年はまたその作物の構成が非常に変わるわけでございます。米あるいは麦についていいますと、地域的に豊凶が相殺される上に、年によつて一町とか二町とかあるいは五反とかいう作物の経営の規模が一農家について変わつておられますから、十年なり二十年の間にいけば年次の豊凶の調整がとれるというものがたてまえでございませうけれども、畑作物におきましては、どうもそういう年次の調整がむずかしい。地域的な調整がむずかしい上に、年次の調整がむずかしいということ、作物保険を考える場合に、どうもなかなか前提が満たされないという難点があるというふうに私は思ひます。しかし、できるならば、私もこれはなほはだ乱暴なことを申し上げて恐縮でございませうけれども、現在水稻につ

いて一筆一筆ことの保険でございませうけれども、できるならば経営経営についての保険ということが望ましいことであることは当然でございませう。それは私も技術的に不可能でございませうから、いま一筆についての保険をやつておるわけでありませうけれども、畑作物につきましては、若干経営的な保険という意味が含まれるわけでございますから、いま申し上げました年次のあるいは地方的な調整ができないけれども、何か手がかりになるめどがないかどうかということも思案検討中でございます。具体的に申し上げますと、四十二年から三十九年の計画で北海道と南九州について相当綿密な実態調査をやつておりますし、それから最近、北海道において御自分で幾つかの町村を選んで、畑作の試験実施をやつておりますから、それらの結果が出ましたときに、私どもの調査は四十二年、四十三年、四十三年でございませうが、それが出ましたときに北海道のデータも相当積み重ねられるわけでございますから、それらのデータに基づいて、ほんとうに畑作の保険というのは可能であるかどうか、あるいはどういふやり方であればとにかく接近できるかということについておるわけでございます。

○美濃委員 この損害共済あるいは保険には、もちろん大数の法則というものは当然必要になります。この大数の法則は、単年度収支を広い地域で均衡をとらうというシステムに基づくときに大数の法則が必要になると思ひます。しかし、災害は毎年起きるものではないわけでありまして、大数の法則の広さは、さう上へ十年なり十年という年限に見ても、もし試験共済が発足した近い年限に災害が発生した場合、これはいわゆる共済基金なり利子のかからない金で一応始末をして、それで次の年限の中でこれは災害が起きなければ積み立てておけるわけですね。縦の年限の中で大数の法則に合致しない共済をつくるという方法は私にはあると思うのです。横だけを考慮するのではなくて、単年度収支を考慮して、その安全性をとるといへば、これは

大数の法則による横の広さが要るわけです。横の広さを、たとえばいまの御説明のように、畑作共済は九州と北海道に大体限られるだろうというのであれば、この地域を合わせた縦の年限の中で共済を考えていく、このシステムはとれるのではないかと思います。毎年凶作になるものではないのです。そういう点はどのようにお考えになっておりますか。

○大和田政府委員 私も単年度で勘定が合うものであるというふうには思いません。それは当然御指摘のように、単年度で勘定が合いません。でも、十年、二十年の間に勘定が合えばそれでいいわけでございますから、北海道と南九州という地域に限られても、十年、二十年の間に豊凶が見合つて、それでとんとんになるという、そういう保険数理ははじけますれば、私はそれでけっこうだろーと思ひます。ただ、私が先ほど申し上げましたのは、作物の変化が非常に多いのですから、年次のにもとんとんになるという計算がなかなかしづらいつつてくることを申し上げたわけでございます。水稲とかあるいは麦とかいうふうに固定した作物ではございませぬから、畑作農家は相当自身が動くわけでございますから、個別の作物をとつてそれで保険をつけるということでは、畑作保険の意味があまりないので、むしろ畑作物全体をまとめて保険をつくるということに意味があるだろうと思ひます。そういったしますと、全国的、地域的な調整もなかなかむずかしい状態であるし、年次のな調整も現在のデータではなかなかむずかしいということ、なほ今後多少の時間をかけて、私どももある場合には一〇〇〇の見通しが立ちませぬ、大体いいところであれば、今回の果樹保険のように試験実施に踏み切れるということもあるわけでございますけれども、相当乱暴に見切り発車をするつもりでも、まだそれだけのデータがないというのが、畑作保険についての実情でございます。

○美濃委員 そうすると、いま実験共済を通じておおよそその可否検討は、これは見通しですから

多少違つてもやむを得ないと思ひます。たとえば実験共済を昨年もやっておりますが、この実験共済等のデータに基づいて、おおよそいつまでに可否の検討が行なわれるか、見通しをお伺いしておきたい。

○大和田政府委員 私どもの北海道と南九州に関する実態調査は、先ほど申し上げました四十三年度で終わるわけでありまして。四十二年、四十一年、四十二年、四十三年の三カ年でございまして……それから、そのころまでは、現在北海道がとにかく机上計算ではなくて、金の出し入れをして数カ村について実験をやっているわけでございますから、そのデータは大体そろつていこうと思ひます。したがつて、四十三年度までにそろつたデータに基づきまして、その時点でもう一度検討するということでございます。それから、まあ私どももここでともこれは望まないというふうになりまして、なお検討をやめるべきではなくて、さらに検討を進めるべきだといふふうに思ひますけれども、とにかく四十三年度の実態調査等の資料をもつて、それから間もない時点において一応の結論を出したいといふふうに考えているわけでございます。

○美濃委員 次に、家畜診療の充実強化についてお尋ねいたします。

この中で特に伺いたい点は、昨日の質問にもございまして、これから畜産を伸ばしていく上において、いわゆる家畜の事故防止と診療は非常に重大な業務になってまいります。これは非常に農民自体も期待をしておるが、家畜診療という仕事が、まあ診療所が赤字になる、昨日の質疑で出ておりますような状態が現地に起きておることは、私も承知しておるわけでありまして。それは、その原因の中で、本日お伺いしたいのは、これは特に政務次官にお伺いしたいわけですが、加工原料乳不足払い、この中で、いわゆる基準取引価格、国が乳価を保証する体系の中で、乳業会社に補導費、いわゆる事故防止的な経費を製造販売経費に合わせて、それを国の政策の中で認めてお

る。この認めておる体系が非常に共済組合の事業と競合するわけでありまして。片や流通経費の中で価格体系、いわゆる乳製品の指標価格と原料乳との間に、そういう技術経費を国は認めておるわけですから、これが流通販売経費にかかりますから、その技術体系はもろに無償となります。

〔飯谷委員長代理退席、委員長着席〕

この無償という行為が、たとえば共済組合は無償ではできないわけですが、しかもまた、その見込んでおります体系が、共済組合の技術の一点単価よりも高い水準で見込んでおるのでなからるかと思ひます。そういうことは、そういう乳業で獣医師を採用する場合、大学を出まして、共済組合では雇えないような高給で雇い入れをするわけでありまして。だから、いい獣医師はそういうほうへとられる。一面、末端の農家は、乳業は無償で技術サービスをする、共済組合は、乳業は金がかかる。こう言ひ、それが真に無償ではないわけですから、国が保証しておる価格体系の中で、いわゆる基準取引価格というものの制度で、きつちんと乳業の経営からその製品販売価格を保証した体系の中に、そういうことができるように経費を見込んでおるわけですね。これは非常に私は問題があると思ひます。一面、その経費体系の中で、農民に乳業が無償で技術サービスができるということ、これは一面考えようによつては無償だからいいじゃないかと考えになるかもしれないけれども、片や共済組合は無償ではできない仕組みになっておるわけですね。そこに矛盾が起きますわけですね。そこで、私の考えは、こういうことではないから、この技術補導経費というものは、いわゆる製造販売経費、乳業の経費からはずして、そして補導費の分、たとえばそれが一キロ五十銭とするならば、五十銭は基準取引価格を引き上げて、ほぼ乳価と同じでありますから、不足払いのほうに技術補導経費をつけて、そしてこれを一体化すべきである。末端の農家の技術体系を一体化することによつて人員と質とが向上で

きる。そして真の事故防止、それから診療、畜産体制の指導とさうしたスタイルができると思ひます。いまの技術体系はそういうふうなことで、そして片やこの乳業の設置しておる技術というものは、決して、共済組合の行なつておる真に農家の家畜をよくしよう、あるいは災害を直そうという技術でなくて、無償供与の技術体系を一応形をつけて、牛乳集荷を有利にしようというセーブル手段でございまして、その意図と目的がかなり違つておるわけですね。ですから、ただ見てくれるから、金がかからないから、農民は喜んでおるけれども、共済組合の獣医師と同じ診療料金を取れるということになると、これは問題があるのです。無償という形ですから、ただ見てくれるのだからいいわという考えでございまして。そうすると、そこに診療体系と、そういういわゆる国が保証しておる体系の矛盾と、末端で技術がそういうふうになり二本立てになつておるところに、技術体系が完全にならないという一つの矛盾があるわけですね。この政策はどのようにお考えになっておるか、これは政務次官にお尋ねします。

○大和田政府委員 これは乳業振興といひますから、酪農振興と農業保険とのいわば接点で、なかなかむずかしい問題であらうと思ひます。乳業会社が独自のサービス事業としてやっておりますものと、それから家畜共済にかかつておる乳牛について共済関係の診療所をやるものと、必ずしも機械的に一緒になれるものではないと思ひます。ただ、これを一本の制度でやるということは、私はなかなか実際問題としてむずかしいと思ひます。ただ、御指摘にございまして、今後に今後家畜共済の制度をうまく運営するために家畜診療所をどういうふうに通運用をしていくかという問題については、私もあまり知識はございませんけれども、今後検討してまいりたいと思ひます。ただ、御指摘のように、ずばり二つのものを一本にできないかという点については、これはちよつとむずかしいというふうにお答えする以外はございません。

○美濃委員 私の尋ねておるのは、特にまずそういう体系を農民も希望しておりますし、ひとつくつていかなければならぬと思うのですが、乳業会社、そういうものが任意で行なっておる地帯については、いわゆる調整はめんどろだと思ひますけれども、加工原料乳地帯ですね、これは政府の保証乳価の中で、そういう経費をあの畜産振興事業団を通じての乳製品の保証体系の中で見ておるんですから、これはあなたのほうで見るべきだという質問をしておるわけです。それがまず第一点。それを足がかりにして、全国をでき得ればそういう体系に、そうしていわゆる畜産技術の診療と事故防止体系の二重構造を一元化していく、その最初のスタートに、国が保証しておる加工原料乳地帯はぜひそうすべきである。これは国の政策で改められるのですから、それを改める御意思がありますかどうかということをお願いしているのです。

○草野政府委員 非常にむずかしい問題であることは御指摘のとおりであります。それだけに家畜診療の質にも相違が出てくるし、結論的に国が金を出しておるじゃないかということになってくるのであります。これは現実の問題といえます。同じ農林省の中ではありますが、畜産局と経済局にもまたがっておる問題ですから、両方がこれはひとつより、逃げことばの検討でなく、両者の間で話を進めてみて、なるべく御指摘のような問題についての努力を続けていくべきだ、さように考えておりますので、やってみようと思ひます。

○美濃委員 以上で終わります。

○本名委員長 ほかに質疑の申し出がないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

次会は、来たる十六日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後五時二分散會

農林水産委員會議録第二号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二 三 末 ます ます

二 四 三 八十億 八十一億

三 三 二 漁業 漁場

六 二 五 なつおります なつております

九 四 二 流用小麦 粒用小麦

一 四 二 買値入れ 買入れ

一 四 三 ほとんど ほとんど

農林水産委員會議録第四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

八 四 三 共済契約 共済契約

昭和四十二年五月十八日印刷

昭和四十二年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局